

山梨県中巨摩郡昭和町

義清神社内遺跡

付・昭和町の埋蔵文化財分布調査報告

1986.3

昭和町教育委員会
義清神社内遺跡発掘調査団

山梨県中巨摩郡昭和町

義清神社内遺跡

付・昭和町の埋蔵文化財分布調査報告

1986.3

昭和町教育委員会
義清神社内遺跡発掘調査団

序

昭和町は、甲府盆地の中心にあって、釜無川と笛吹川に挟まれた平坦地であります。

豊富な水資源は、昔から県内でも有数の穀倉地帯をつくり出しました。またその清流には源氏ボタルが飛び交う美しい自然環境がありました。近年は、都市近郊農業地域として発展してまいりましたが、現在、宅地化や工業団地化が進み、従来の農業地帯としての様相は大きく変貌しつつあります。

本町には、平安時代の末、甲斐源氏の一族が勢力を張った頃、その直接の祖といわれる刑部三郎義清が晩年に居住したとの伝承があります。そして西条の義清神社は居館址といわれ、さらに隣接する塚は義清の墳墓といい伝えられております。

このたびふるさとの歴史を見直す一環として、義清神社境内地と義清塚の発掘調査を実施することになりました。従来の文献からの中世史研究に対して、考古学的手法による研究は大きな意義をもつものとして、その成果が期待されているものであります。

発掘調査も多くの方々の協力を得て無事終了することができ、ここに成果をまとめ報告書発刊の運びに至りました。この間、発掘調査から整理および報告書作成に至るまで、義清神社氏子、西条地区のみなさん、ならびに調査団のみなさんには、絶大なるご協力、ご指導を賜わりましたことに、心より感謝申し上げる次第であります。

終わりに、この報告書がふるさとの歴史を考える一助になれば幸いと願う次第であります。

昭和61年3月31日

昭和町教育委員会

教育長 須田正夫

例　　言

1. 本報告書は、1985年8月24日より9月18日まで昭和町教育委員会が主体となって実施した山梨県中巨摩郡昭和町に所在する義清神社内遺跡の発掘調査及び同町内の埋蔵文化財分布調査の報告書である。

なお、義清神社内遺跡は義清神社境内地と義清塚の二箇所から成っている。

2. 発掘調査は、萩原三雄、畠大介、中山千恵が担当しおこなった。

3. 町内の埋蔵文化財分布調査は、山梨県考古学協会が受託し田代孝を責任者として実施した。参加者については文中に記した。

4. 本報告書の執筆については、調査員及び発掘参加者が分担しておこなった。それぞれの文責は各章、各節の本文に記した。編集は、萩原がおこなった。

なお、調査会理事の佐藤八郎氏及び清雲俊元氏からは源義清、義清神社及び甲斐源氏にかかる貴重な論考をいただいた。深く感謝申し上げる次第である。

5. 本報告書にかかる出土品及び記録・図面、写真等は一括して昭和町教育委員会に保管している。

6. 発掘調査参加者及び出土品等整理参加者は次のとおりである。

出月洋文 今井定市 長田鉄男 小沢健次郎 小野正文 敦野雅彦 金丸平甫
梅原功一 小林留雄 高奥浩明 田代孝 田村弘幸 土屋政司 楠映子 内藤広野
中山誠二 古谷健一郎 室伏徹 矢崎照政 八巻与志夫 山下孝司

7. 発掘調査及び本報告書の作成にあたって、次の方々や機関のご指導・ご協力を得た。深甚なる謝意を表したい。

服部英雄（文化庁記念物課） 秋山敬・木木健・新津健（県教育庁文化課） 地元区長
義清神社氏子総代

目 次

序

例 言

目 次

挿図目次・図版目次

1. 調査の経過（調査会組織）	1
2. 位置と環境	3
3. 基本層序	4
4. 遺 構	4
(1) 義清神社境内地	4
(2) 義清塚	7
5. 出土遺物	11
(1) 義清神社境内地	11
(2) 義清塚	13
6. まとめ	15
(1) 義清神社境内地について	15
(2) 義清塚について	16
(3) 出土土器について	16
7. 源義清と義清神社碑	19
(1) 義清神社	19
(2) 新羅三郎義光	20
(3) 刑部三郎義清	22
(4) 義清神社碑	25
8. 甲斐源氏一族の動向	29
(1) 保元平治の乱	29
(2) 田舎族の衰退	29
(3) 甲斐源氏一族の動向	31

付 編

昭和町の埋蔵文化財分布調査報告	35
1. はじめに	35
2. 分布調査の経過	35
3. 昭和町の遺跡	35

図 版 日 次

- 図版1 義清神社全景 甲斐源氏祖印跡の碑 堀跡推定地
図版2 土壘状遺構基底部（第17トレンチ）
同上
図版3 土壘状遺構基底部セクション図（第3トレンチ） 第3トレンチ
設定状況 小ピット（第2トレンチ）
図版4 敷石状遺構出土状況（第5トレンチ） 同左（第13トレンチ）
同上（第4・第5トレンチ）
図版5 敷石状遺構出土状況（第5トレンチ） 遺跡見学会風景
図版6 義清神社境内地出土土器 同上
図版7 義清神社境内地出土土器 同上
義清神社境内地出土陶器 同上 同上
図版8 義清塚全景（1955年 金丸平甫氏撮影） 義清塚近景
図版9 義清塚トレンチ設定状況 Cトレンチ発掘状況
図版10 Dトレンチ発掘状況 Dトレンチセクション図 義清塚基底下部（Cトレンチ）
図版11 義清塚出土陶器 義清塚出土土器 同上 同上 義清塚出土銭貨
義清塚発掘風景
付録
図版12 昭和町内表採土師質土器
図版13 "
図版14 "
図版15 昭和町内表採土師質土器 昭和町内表採陶磁器

挿 図 日 次

- 第1図 遺跡位置図
第2図 基本層序図
第3図 遺構全体図
第4図 第3トレンチセクション図
第5図 第10トレンチセクション図
第6図 義清塚全体図
第7図 トレンチ設定図
第8図 Cトレンチ北壁セクション図
第9図 義清神社境内地出土土器
第10図 義清神社境内地出土遺物
第11図 義清塚出土遺物
付録
第12図 昭和町の遺跡分布図

1. 調査の経過

本調査は、古くから義清の配流の地、あるいは晩年の隠居地及びその墳墓などと伝承され、「甲斐国志」にも義清の旧址として紹介されている義清神社境内及び、義清塚の実態を学術的に解明することを目的として行われた。

以下、調査の経過について述べる。

1985年7月27日、義清神社内遺跡発掘調査会及び同調査團が発足。

同年8月24日から9月18日まで発掘調査を行った。なお義清神社境内地及び義清塚とも並行して調査を行った。

義清神社境内地では、幅1mのトレンチを17本設定し掘り下げた。

調査開始後数日にして、平安時代末期以降の土師質土器の破片が出土し、当時の生活面の土層が確認された。また、現存する上塁状遺構の構築状況が確認された。

調査中盤になり、神社境内地北側のトレンチより石を配した敷石状の遺構が検出された。トレンチを拡張し、範囲の確認作業を行ったが、遺跡の性格は不明である。

また終盤近くになって、各トレンチの精査を行ったところ、第2トレンチより小ピットが検出され、トレンチを拡張した。しかし掘立柱建物址の遺構とは断定できず調査は終了した。

墳墓地伝承の塚では、初め塚の測量を行い、後に東西・南北の十字にトレンチを設定し掘り下げた。塚の比較的の上部からは、陶磁器片、土師質土器などが出土した。以下各トレンチとも深さ3m強まで掘り下げ、トレンチの拡張も行った。

終盤になり、南側に新たにトレンチを設定し調査を行ったが、伝承を裏づけるほどの遺物等は出土せず調査は終了した。

なお調査も後半の9月15日遺跡見学会を行い、多数の見学者が参加した。

(中山千恵)

(調査会)

	役職	氏名	備考
会長	町長	石原忠則	
副会長	町議会議長	牧野方宏	
〃	教育委員長	五味省吾	
〃	学識経験者	磯貝正義	山梨大学名誉教授
理事	教育厚生委員長	長沢文雄	
〃	助役	泉幸弘	
〃	収入役	井口淳夫	
〃	文化財審議委員	山口国光	
〃	〃	深沢完興	
〃	〃	柳沢八十	

	役 職	氏 名	備 考
理 事	文化財審議委員	高 野 広 林	
"	"	荻 野 栄	
"	西 条 二 区 議 員	小 宮 山 肥	
"	"	依 田 鉄 之 助	
"	西 条 二 区 区 長	秋 山 俊 明	
"	社 會 教 育 委 員	樋 口 時 雄	
"	氏 子 続 代	秋 山 文 藏	
"	学 識 者	佐 藤 八 郎	県文化財審議委員
"	"	清 雲 俊 元	"
"	"	服 部 治 则	山梨大学教授
"	"	田 代 孝 孝	日本考古学協会々員
"	"	萩 原 三 雄	"
參 与	"	秋 山 敬	県文化課
"	"	末 木 健	"
事 務 局 長	教 育 長	須 田 正 夫	

(調査団)

	役 職	氏 名	備 考
團 長	教 育 長	須 田 正 夫	
副 団 長	文化財審議委員長	山 口 國 光	
主任調査員	学 識 経 騾 者	萩 原 三 雄	
調 査 員	"	出 月 洋 文	
"	"	中 山 千 恵 介	
"	"	畑 大 介	
"	文化財審議委員	深 沢 完 典	
"	"	柳 沢 八 十 一	
"	"	高 野 広 林	
"	"	荻 野 栄	
"	学 識 者	井 口 傳	
"	"	石 田 高	
事 務 局	教育委員会総務係長	長 田 そ の 子	
"	教育委員会主事	田 中 邦 彦	

2. 位置と環境

義清神社は、山梨県中巨摩郡昭和町西条に所在する。

昭和町は甲府盆地の中央部、釜無川氾濫原に位置する。この一帯は県内では最も低平であり、数少ない山のない町である。そのため水位は高く水資源は豊富であり、隣接市町村における上水道の重要な水源となっている。またこの豊富な水源を利用した米作と野菜栽培が盛んである。

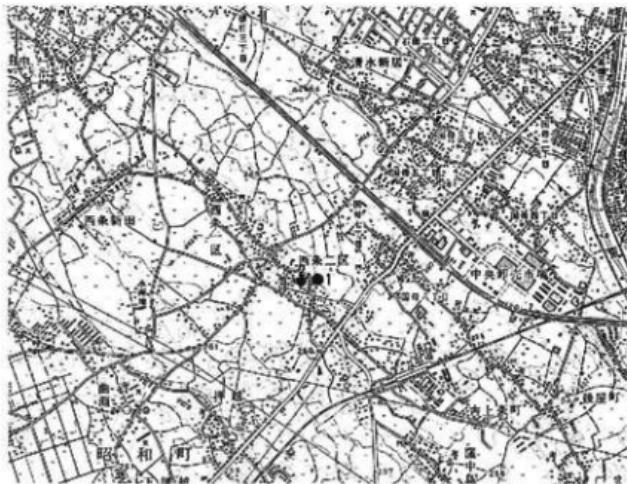
義清神社内遺跡は、昭和町東部に位置し、神社の北約500mの所には昭和バイパスが通っており、また北西約2kmの所には中央自動車道の甲府昭和インターチェンジ、南東約1kmの所には国鉄身延線の国母駅がある。

また、はるか東方には荒川が流れ、西方には釜無川が流れる。この二つの川にはさまれていて、そのためかつては常習洪水地帯であり、治水のために義清が、現在の義清神社の付近に館をかまえたとする説もある。

現在の義清神社内遺跡がある西条地区には「清塚」、隣接する押越地区には「殿屋敷」と義清が館をかまえていたことを思わせるような小字名が残っている。

現在の昭和町は、穀倉地帯から都市近郊農業地へと変わり、また県都甲府市に隣接するという地理的条件から、都市化の波がおよせ宅地化が進み、甲府市のベッドタウンとしての性格を有していたが、昭和50年以降、町の東西に国母、釜無の両工業団地が相次いで造成され、新興工業地域として発展している。

(高奥浩明)



第1図 遺跡位置図

1. 義清神社境内地

2. 義清家

3. 基本層序

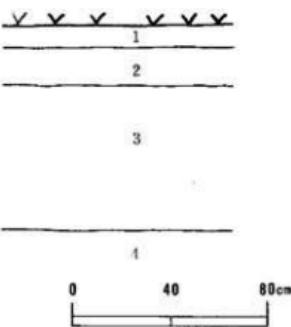
義清神社内遺跡の立地する昭和町は、甲府盆地の中でも非常に低地で、河川の氾濫などを受けやすい地域である。しかし、当遺跡地及びその付近は、周囲より若干高く微高地になっている。この状態は、層序からもうかがうことができる。遺跡地東側の第1トレンチを基本上層とし、層位は大別して4層に分けることができる。以下にその概略を述べる。

第1層 黒褐色土層 全体的に粘性はなくサラサラしている。各トレンチとも10cm程度の堆積がみとめられる。

第2層 黄色土層 全体的に粘性はないが、しまりがある。第3トレンチの土壌部分は、この第2層の土を盛り上げて造られており、コブシ木の礫も多量に含んでいる。また、遺物も第2層直上及び層中より出土しており、この層が往時の生活面であったと思われる。

第3層 黄白色土層、砂質で粘性はなくサラサラしている。第1トレンチでは60cm程度の堆積であるが、遺跡西側は、堆積が少ない。

第4層 砂礫層、砂利の中に多量の礫を含む。かつて氾濫を受けたものと思われる。以下礫層が続く。



第2図 基本層序図

(中山千恵)

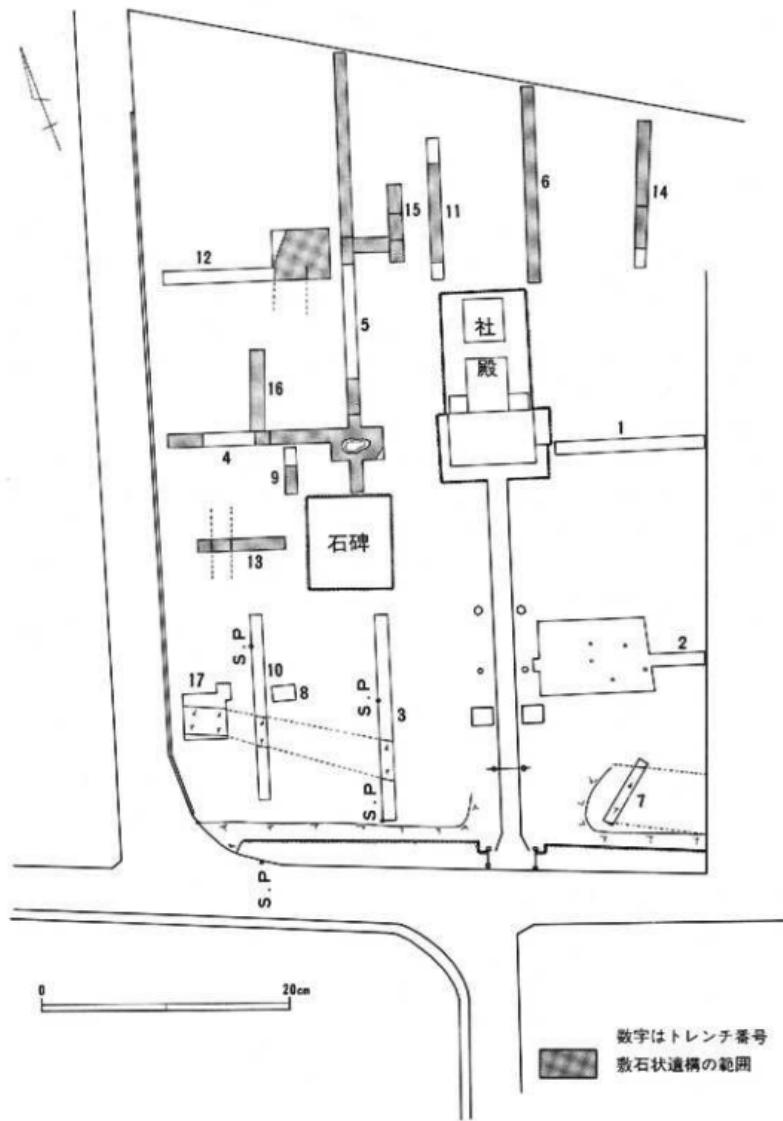
4. 遺構

(1) 義清神社境内地

現在、義清神社内には館跡を示す遺構として、土壘状のわずかな高まりと廻路推定地が一部存在するだけである。今回の調査では、この土壘の確認と、何らかの焼物跡の確認を得るために、No.1～No.17のトレンチを設定し調査を行った。この結果、各トレンチの状況から、遺構構築面及び当時の生活面は、第2層の黄色土層上面であることが確認された。この土層は神社境内地に一様に堆積しており、遺物もこの層の直上より多数出土している。また、土壘状遺構もこの層を盛り上げて構築されていることが確認できた。以下に各遺構の概略を述べる。

土壘状遺構

義清神社境内南側の周囲よりやや高くなっている場所は、以前より土壘の痕跡ではないかと思われていた。今回、この場所に4本のトレンチを設定し、土壘の確認を行った。この結果、特に第3トレンチの南側には顯著に土壘の基底部と思われる遺構が検出され、基底部幅は約2～3mを測る。第4図のセクションによると、遺構構築面である第2層の黄色土層は、他の層



第3図 造構全体図

に比べ若干盛り上がっている。また、他のトレンチの第2層には見られないが、この第3トレンチの第2層には礫が混入している。これらの事などから、この上塁状造構は周囲から上を盛り上げて構築されたものと推定され、他の2本のトレンチ第7、第10トレンチも状況はほぼ同様である。また、土塁の広がりを知るために境内西側隅に第17トレンチを設定し、掘り下げたところ、上塁状造構は西側に続いており、神社境内よりさらに外に延びていたと思われる。

敷石状造構

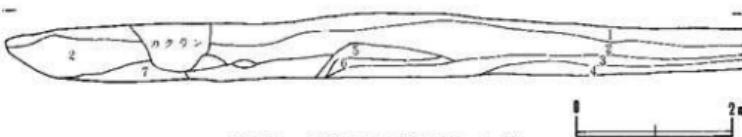
神社境内の北側及び西側の一部にコブシ大の礫を配した造構が検出された。この礫は、特に神社境内の北側のトレンチに集中して検出され、第12トレンチの拡張部分では敷石状造構の北西コーナーと思われる部分が検出された。しかし、境内南側からはまったく敷石状造構は確認されなかった。なお、この礫は造構構築面の第2層を掘り込んで配されており、遺物もこの礫の間から出土している。このような事から上塁状造構と同一時期の造構とは思われるが、その性格の解明については今後の調査に委ねたい。

その他の造構

第2トレンチから、造構構築面の黄色上層を掘り込んで、直径30cm程度の柱穴と思われる小ビットが5ヶ所検出され、遺物も出土している。しかし、ビットの配列が不明確なため、掘立柱建物址等かどうかは現在の時点では確定できない。

また、第12トレンチから直徑30cm~50cm程度の土壠状の造構が検出されたが、出土遺物もなく、性格は不明である。

(中山千恵)



第4図 第3トレンチセクション図

- 第1層 黒褐色土 (粘性なくサラサラしている)
- 第2層 黄色土 (粘性はないが、しまりがある。上塁部分にはコブシ大の礫を含む)
- 第3層 暗黄褐色土 (粘性なく砂粒状である)
- 第4層 磯層
- 第5層 黄褐色土 (粘性なく砂利を多量に含む)
- 第6層 暗黄褐色土 (第5層よりしまりがある)
- 第7層 黄色土 (コブシ大の礫を含む)



第5図 第10トレンチセクション図

- 第1層 黒褐色土(粘性なくサラサラしている) 第2層 黄色土(土壠部分にはコブシ大の礫を含む)

(2) 義清塚

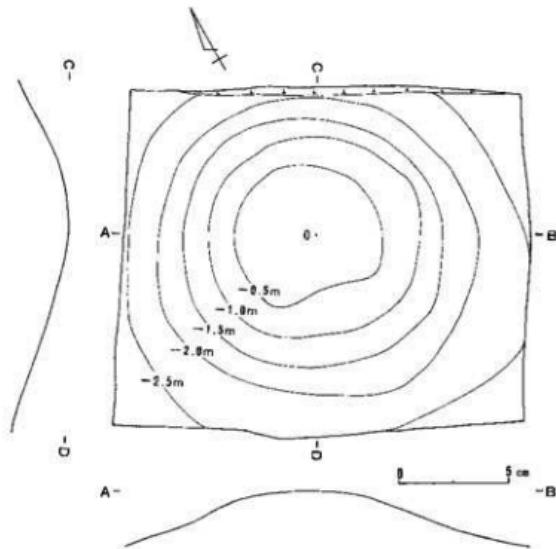
この遺構は義清神社の北西約70mに位置し、義清墳墓とも呼ばれている。塚の周囲は現在民家等により囲まれ、塚の範囲は約18m×15mの方形を示しているが、円墳状であり、かつては裾が周囲に広がっていたことが想像できる。塚の高さは、約3mを測る。『社記』によると「義清墳墓ハ社之西ニ御座候 高サ壇丈八尺斗 頂四間四方斗 塹リ東西拾間 南北拾間」と見えており、現状と比較すると特に高さの減少が著しい。

頂上付近は石碑を建てたため僅かな平坦面をもつと同時に、石碑の安定性を保つため草木の礫が敷きつめられている。また塚中心部から南へ50cmのところには直径1mほどの溝があり、地元の方の話によると台風のため木が倒れた跡だという。

発掘調査トレンチは第7図のとおりA・B・C・Dトレンチを十字に配し、BトレンチとCトレンチの間に拡張部を設けた後、AトレンチとBトレンチの間にEトレンチを新設した。

Cトレンチ北壁のセクションは第8図のとおりである。塚築造前の地表面は第46層の上面と考えられ、塚の頂上部においては約3m盛られていることとなる。

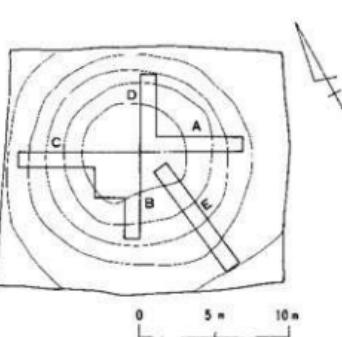
第46層以下の黒褐色土層、黄褐色土層、砂疊層は、義清神社内の層序に対応するものであるが、同所に比べ疊・砂粒の混合量が少なく層位が安定している。このことは、盛られた砂によって第46層以下が攪拌などから守られたことによるものと考えられる。また、第46層が見られなくなる塚の西端については上層が入り乱れているが、上の砂層の堆積状況から見ると、塚構築以前に攪拌等を受けたものと考えられる。



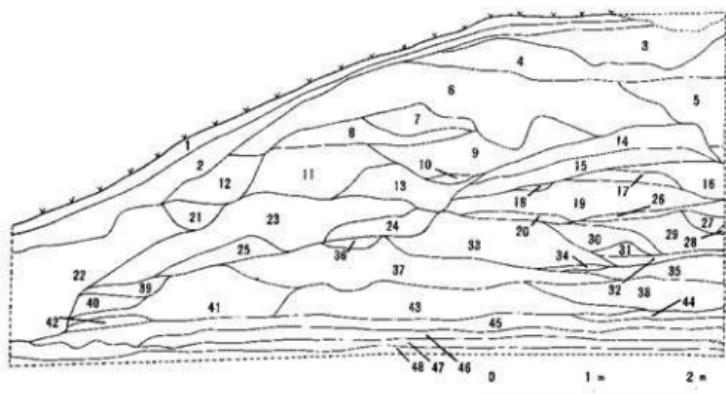
第6図 義清塚全体図

第1層から第45層は、大きく土層(第1層、第2層)と砂層(第4層～第45層)に分けることができる(第3層は丘上に設置された碑の基礎)。砂層は、1mm以下の砂粒を主体とするものであり、きわめて類似した層といえるが、埴丘の大部分をしめるものであるため詳細な層序分けを試みた。この砂層は、茶褐色、黄褐色を基調とし、直径5mm～3cmの礫を含む層もあり、第14層・第15層のように版築されたものであろうか、堅く締った層も随所に見られる。第5層・第16層などは塚の中心部を掘り込んだ痕跡とも考えられる。

盛られたと考えられる砂層は、明らかにこの塚の周囲の土とは異なり、また全体的に見ると極めて類似している層であるため、いずれかの河川などのしかも限定された所より運ばれてきたものと考えられる。砂層のみで築かれた塚であっても長い歳月の間塚上に風に運ばれて、あるいは根づいた草木によって土層が堆積する。第1層・第2層の土層はその作用によるものとも考えられるが、第45層から第1層までの砂層内については、土層が間層として含まれていないことから考えると、連続なく連続的に盛られたものと考えられる。



第7図 トレンチ設定図



第8図 Cトレンチ北壁セクション図

- 第1層 暗茶褐色土層（表上、縮りがなく根を多く含む）
第2層 黄茶褐色土層（第1層より縮りあり）
第3層 磨層（碑の基礎、直徑3~10cmの礫が充填されている）
第4層 茶褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含む）
第5層 茶褐色砂層
第6層 黄茶褐色砂層
第7層 青黄褐色砂層（縮りがあり、直徑5mmほどの礫を若干含む）
第8層 黄褐色砂層（縮りがあり、直徑1cmほどの礫を若干含み、黄褐色粘質部分をブロック状に含む）
第9層 青黄褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含み、黄褐色粘質部分をブロック状に含む）
第10層 黄褐色砂層（縮りがある）
第11層 青黄褐色砂層（直徑5mmほどの礫を若干含む）
第12層 淡黄褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含む）
第13層 暗青黄褐色砂層（直徑5mmほどの礫を含む）
第14層 青黄褐色砂層（縮りがあり、直徑3cmほどの礫を若干含み、暗茶褐色粘質部分をブロック状に含む）
第15層 黄褐色砂層（縮りがあり、直徑3cmほどの礫を若干含む）
第16層 黄褐色砂層（直徑5mmほどの礫を若干含む）
第17層 淡黄褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含む）
第18層 淡黄褐色砂層（縮りがある）
第19層 灰黄褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含み、黄褐色粘質部分をブロック状に含む）
第20層 黑茶褐色砂層
第21層 暗黄褐色砂層（直徑5mmほどの礫を若干含む）
第22層 黄褐色砂層
第23層 黄褐色砂層（縮りがあり、直徑1cmほどの礫を多く含む）
第24層 青黄褐色砂層（直徑5mmほどの礫を若干含む）
第25層 明黄褐色砂層（縮りがある）
第26層 茶褐色砂層
第27層 黄褐色砂層（赤黄褐色粘質部分をブロック状に含む）
第28層 淡黄褐色砂層（直徑2cmほどの礫を多く含む）
第29層 暗黄褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含み、黑茶褐色粘質部分をブロック状に含む）
第30層 黄褐色砂層
第31層 淡黄褐色砂層
第32層 赤褐色砂層（縮りがあり、鉄分を多く含む）
第33層 明黄褐色砂層（直徑1cmほどの礫を若干含む）
第34層 砂礫層（直徑5mmほどの礫と砂粒）
第35層 暗黄褐色砂層（直徑3cmほどの礫を若干含み、鉄分を多く含む）
第36層 明黄褐色砂層（縮りがある）

- 第37層 淡黄褐色砂層
- 第38層 暗黄褐色砂層（直径3cmほどの礫と鉄分を若干含む）
- 第39層 淡黄褐色砂層
- 第40層 灰黄褐色砂層
- 第41層 黄褐色砂層（縮りがあり、直径2cmほどの礫を若干含む）
- 第42層 暗黄褐色砂層
- 第43層 黄茶褐色砂層（直径3cmほどの礫を若干含む）
- 第44層 淡茶褐色砂層（直径5mmほどの礫を若干含む）
- 第45層 茶褐色砂層（縮りがあり、鉄分を含む）
- 第46層 黒褐色土層（縮りがある）
- 第47層 黄褐色土層（縮りがある）
- 第48層 砂礫層（直径5cm以内の礫と砂粒）

(畠大介・田村弘幸)

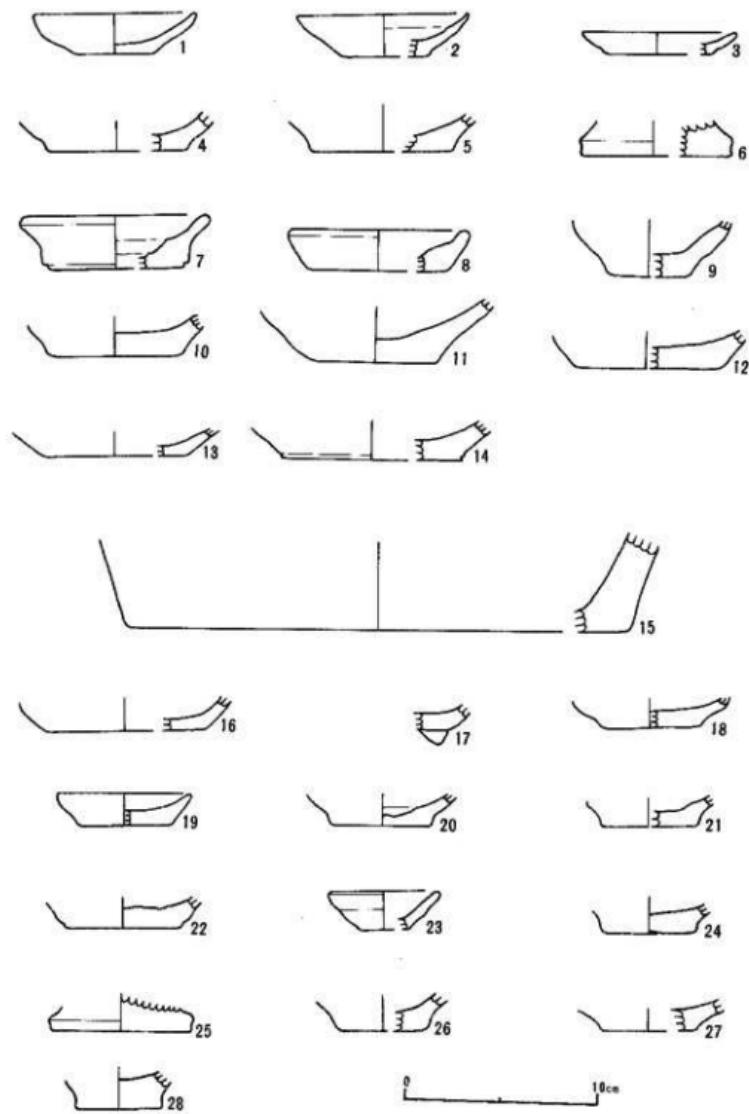
5. 出土遺物

(1) 義清神社境内地

土師質土器

土師質土器については、各トレンチから出土しているものの、いずれも小破片であり完形のものは、一点も見あたらない。全体の形態が比較的つかめるものを中心に以下個々の例に触れてみたい。出土土器の層位については、特に触れていないものについては第2層（黄色土層）上部からの出土である。また、整形については、特筆していないものはいずれもロクロを用いた横ナデ整形のみで、底部は糸切りが施されている。

- 第9図1. 2トレンチ出土。口径 8.2cm、器高 2.1cm、底径 4.0cmを測る。胎土は粗めで、焼成は良好、茶褐色を呈する。2. 2トレンチ抜張部出土。口径 8.9cm、器高 2.2cm、底径 4.4cmを測る。胎土は粗めで、焼成は良好、赤褐色を呈する。3. 2トレンチ抜張部出土。口径 7.8cm、器高 1.5cm、底径 5.0cmを測る。胎土は緻密で、焼成は良好、褐色を呈する。
4. 2トレンチ出土。底径は 7.0cmを測る。底部は右回転糸切り。胎土は粗めで雲母を少量含み、焼成は良好で黄褐色を呈する。5. 2トレンチ出土。底径は 7.2cmを測る。胎土は粗めで雲母が目だち、焼成は良好で茶褐色を呈する。6. 2トレンチ出土。底径は 7.6cmを測る。胎土は比較的緻密で、焼成は良好、赤褐色を呈する。7. 4トレンチ出土。口径10.0cm、器高 2.8cm、底径 7.0cmを測る。体部下端に段あり。胎土は粗めで雲母が目だち、焼成良好で茶褐色を呈する。8. 4トレンチ出土。口径 9.4cm、器高 1.1cm、底径 7.3cmを測る。胎土・焼成・色調は7と類似。9. 4トレンチ出土。底径は 4.0cmを測る。胎土・焼成・色調は7と類似。10. 4トレンチ出土。底径は 6.9cmを測る。胎土・焼成・色調は7と類似。11. 4トレンチ出土。底径は 6.6cmを測る。底部は右回転糸切り。胎土・焼成・色調は7と類似。
12. 4トレンチ出土。底径は 7.5cmを測る。胎土はやや粗めで、焼成は良好、黄褐色を呈する。
13. 4トレンチ東側出土。底径は 7.6cmを測る。胎土は緻密で、焼成は良好、赤褐色を呈する。
14. 5トレンチ南側出土。底径は 9.3cmを測る。胎土は粗めで雲母が目だち、焼成は良好で茶褐色を呈する。15. 5トレンチ出土。底径は 26.0cmを測る。調整法については不明。胎土は比較的緻密で、雲母・白色粒子を若干含む。焼成はやや良好で、茶褐色を呈する。16. 6トレンチ出土。底径は 8.4cmを測る。胎土は緻密で、焼成は良好、黄褐色を呈する。17. 7トレンチ出土。底部端に器足状の突起あり。胎土は緻密で、焼成は良好、赤褐色を呈する。
18. 8トレンチ出土。底径は 5cmを測る。底部は右回転糸切り。胎土は粗めで雲母が目だち、焼成は良好で暗褐色を呈する。19. 9トレンチ出土。口径 7.0cm、器高 1.7cm、底径 5.0cmを測る。胎土は粗めで雲母を若干含み、焼成はやや良好、茶褐色を呈する。20. 9トレンチ出土。底径は 5.1cmを測る。底部は右回転糸切り。胎土は粗めで雲母が目だち、焼成は良好で茶褐色を呈する。21. 11トレンチ出土。底径は 4.9cmを測る。胎土は粗めで雲母が目だち、焼成は良好で、赤褐色を呈する。22. 11トレンチ出土。底径は 6.0cmを測る。胎土は粗めで



第9図 義清神社境内地出土土器

雲母が目だち、焼成は良好で黄褐色を呈する。23. 12トレンチ出土。口径 5.4cm、器高 2.0 cm、底径 2.9cm を測る。胎土は緻密で、焼成は良好で黄褐色を呈する。24. 12トレンチ抜張部出土。底径は 4.7cm を測る。胎土は粗めで雲母が目だち焼成はやや良好。茶褐色を呈するが底部は黒変しており糸切り痕は見えない。25. 12トレンチ出土。底径は 7.2cm を測る。底部は静止糸切り (?)。胎土は比較的緻密で雲母を若干含む。焼成は良好で黄褐色を呈する。

26. 13トレンチ出土。底径は 4.3cm を測る。胎土は非常に緻密で焼成も極めて良好。赤褐色を呈する。27. 14トレンチ出土。底径は 4.9cm を測る。胎土はやや粗めで雲母が目だつ。焼成は良好で茶褐色を呈する。28. 16トレンチ出土。底径は 4.3cm を測る。胎土は比較的緻密で雲母を若干含む。焼成は良好で暗茶褐色を呈する。

(畠 大介)

陶 器

第10図2は、4トレンチより出土している。天目茶碗の口縁部であろうか。胎土は緻密であり、黄褐色を呈する。16世紀から17世紀の美濃室の所産であろう。

1は、12トレンチより出土している。灯明具である。胴部より上部が欠損しているが、器高は9cmほどが推定できる。鉄軸であり、胎土は緻密で色調は灰褐色を呈する。17世紀末から18世紀前半の所産である。

銭 貨

第10図5は、9トレンチより出土した「元祐通宝」である。その他は「寛永通宝」であり、3は12トレンチ、4は14トレンチで出土している。6・7は表裏括である。(田代 孝)

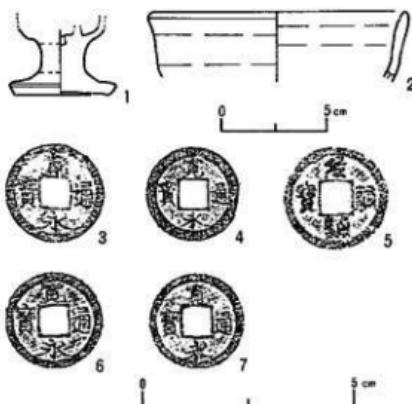
(2) 義 清 塚

土師質土器

第11図3は、Bトレンチの第4層より出土したものであり、境内地も含め唯一の完形品である。整形については、境内地と同様にロクロによる横ナデ整形のみであり、底部には糸切りが施されている。口径 6.0cm、器高 1.7cm、底径 4.4cm を測り、胎土はやや粗めで焼成は良好であり、色調は赤褐色を呈する。(畠 大介)

陶 器

第11図1・2は、Aトレンチより出土している。1は擂鉢の破片である。外面はヘラ状工具によって横位に整形している。内面は一単位が9本ほどの沈線が縦位に施されているのが認められる。胎土は黄褐色で緻密であり、釉薬は鉄



第10図 義清神社境内地出土遺物

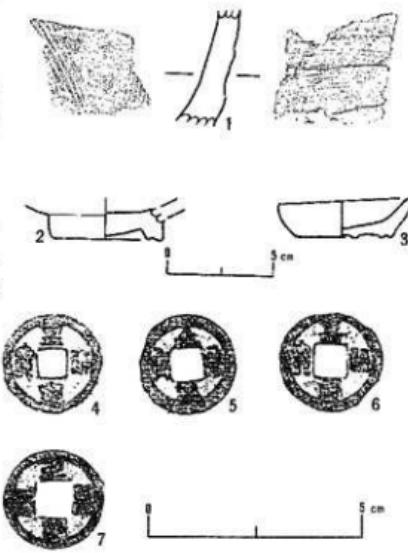
軸である。16世紀から17世紀の美濃窯の所産である。

2は天目茶碗の高台部分の破片である。内面には鉄軸が見られる。胎土は緻密である。16世紀から17世紀の美濃窯の所産である。

銭貨

第11図4はCトレンチ、5～7は△トレンチより出土している。5は「紹興元宝」、4は「嘉宗通宝」、7は「元豐通宝」、6は「嘉祐通宝」である。

(田代 孝)



第11図 義清塚出土遺物

6. まとめ

(1) 義清神社境内地について

既に述べてきたように、義清神社境内地では、境内の南辺から比較的規模の小さい土壘状構が帶状に検出され、この遺跡に係わり何らかの防衛的な役割を果していたことが判明した。この土壘状構は今次の遺構確認調査においては、南辺部分以外の他地点から明確な形で認めることができなかったが、それはこの境内地の東辺は公民館、西辺は道路等によって破壊され境内城が縮小、削平されたために失なわれたとも考えられる。上墨状構を配する場合、周囲を開闢するのが一般的であるため、この境内城も周囲をこの種の遺構によって囲まれていたと想定することも可能である。

この土壘状構の内部には、出土遺物の項でも説明してきたように、ほぼ万遍なく土師質土器が出土している。細片が多く、しかも年代的に判定の困難な遺物が多いため明確な時期決定は控えねばならないが、主体は平安時代末のおおよそ12世紀代に比定することができる。表下F15cmの浅い地点に当時の生活面を持つために、今次の確認調査によっては性格のはっきりとした遺構は検出できなかったが、これらの遺物の出土状況は当該期に境内地が何らかの生活空間として利用され、生活が営まれていたことを予測し得る。

平安時代の終末ごろ、比較的規模の小さい上墨状構を伴う相当広い生活空間が確保されていたと確認された以上、ある特定階級や相当の勢力を保持した人物の居住域を容易に考えることができるであろう。近年の調査成果によれば、この時期には甲斐国内の一般の人々は堅穴住居ないし掘立柱建物を利用していたことが知られている。しかし、土壘状構を伴うような広い宅地空間は保持していない。したがって、義清神社内遺跡には、土壘状施設を有する館としての性格もうかがえるのであり、この地域に古くから伝承として残る源義清館跡地との係わりが浮かびあがってくるのである。

出土遺物は、そのほとんどが土師質土器である。平安時代以前の遺物はまったく検出されていないことから、未開拓の地域を新たに居住域として設定したことがうかがわれ、またその経営も引き続き水く維持されなかつたようである。この事実からも、義清神社内遺跡の性格を考えいかなければならぬであろう。

この遺跡が存在する地域は、周囲より若干微高地形をなし、生活を維持するうえで立地上の優位性をもっている。層序の所見からも遺構形成後河川の氾濫による大規模な埋没は少ないことが認められ、甲府盆地底部の中では水害が避けやすい比較的生活環境の恵まれた地域であったことを示している。

ところで、この遺跡はなにゆえにこの地に存在するのであろうか。この発掘調査と併行して実施された町内の分布調査で明らかになった特徴のひとつに、本町では中世以降の遺跡が数多く認められるという点がある。これは、平安時代末以降とくに中世の時代、本町周辺の開発が盛んになったことを意味しているのかも知れない。盆地低地の開発については、甲府市朝氣遺

跡の事例のように弥生時代後半ごろから活発化しているところもあるが、それより南下した木町周辺はさらに時期が降り、平安時代末以降に新たな開拓の手が加えられていった可能性が考えられる。義清神社内道路はこれらの開拓と深くかかわった遺跡であると予測することができる。

今次の調査は、トレンチ調査による義清神社境内地の造構確認が主目的であったために、周辺の遺跡にまで調査は及ばず、一般集落址の存在は明確にできなかったが、それらとのかかわりはこの遺跡の性格を追究するうえで大変重要である。どのような歴史的環境のもとに本遺跡が出現し、経営されていたか、周辺の遺跡群の調査研究を持たねばならない。

本遺跡を範ないしそれに類似する性格を有する遺跡として推定することは容易であるが、古くから伝承として残る源義清の館跡が否か遮断することはできない。ほぼ一致する時期の所産であるとの結論を得ているにすぎないが、しかし相当の勢力を保持し得た人物の存在を考えて良いであろう。この点については今後の大きな課題として残しておきたいと思う。また、前に述べたように遺跡の主体が比較的短期間に終焉していったこととこの遺跡の性格や経営主体を考えるうえで重要な視点である。いずれにしても、盆地の低地の開拓と微妙にからむ本遺跡は、平安時代末から鎌倉時代にかけての中世の動向を探るうえできわめて貴重な存在であることは疑いのないところである。

(萩原三郎)

(2) 義清塚について

塚の構築の要因としては、墳墓、一里塚など行政上構築されたもの、富士塚など何らかの信仰に基づいているものなどがあげられる。

本塚は「義清墳墓」という伝承があり、その性格・構造・構築年代の究明を目的として、発掘調査が実施された。

義清塚は現在、義清神社の社域からは隔たり民家等に囲まれているが、「中世志」にも、「義清社ノ傍ニ奥都ノ墳アリ」と見えるとおり、かつては神社の一角であったと考えられる。現状では義清塚の周囲はほぼ方形に区切られているが、円墳状であり、発掘調査の結果、塚の主体をなすものは砂層で、塚の中心部においては約3mほど盛られていることが判明した。また、この砂層は極めて均質であり、この周囲からは産しないため、いずれかの河川などから運び込まれ連続的に積まれたものと考えられる。

遺物については、上師質土器・陶器・古銭が塚の比較的上部の砂層中より出土しているが、塚の構築時に埋まったものか、それ以後に埋まったものは即断できない状況である。

今回の調査では、発掘部分は塚全体から見ると一部であり、塚の構築目的に関連する内部構造や構築に伴う遺物と判断できるものが検出されていないため、塚の性格・構築年代については結論をくだすには至らなかった。よって義清の墳墓か否かについても依然として不明であり、結論は後日に委ねたい。

参考文献

野村千尋「塚」「日本歴史考古学を学ぶ(中)」有斐閣 1986

(細大介・田村弘幸)

(3) 出土土器について

義清神社内出土の壺・皿は、器形的にはバラエティーに富むものであるが、一般に器厚が厚く、底部は張り出すように比較的厚く切られているものが目立ち、柱状高台のものも見られる。また整形については、大半のものがロクロ整形のみであり、胎土からも全体的には平安時代末を中心とした上師質土器が主体をなすものと考えられる。

この時期の上器は、県内では勝沼バイパス 319地点⁽¹⁾、338地点⁽²⁾、東新居遺跡⁽³⁾、北堀遺跡⁽⁴⁾、笠木本地藏遺跡の住居址内などより出土しており、また最近においては削沢遺跡⁽⁵⁾、権現堂遺跡より出土し注目を集めている。坂本英夫氏他は、当初勝沼バイパス及び東新居遺跡の資料を用い、灰釉陶器や古常滑製品が伴出しないことにより大きく12世紀前半（11世紀末～12世紀はじめ）をあてはめた。長沢宏昌氏はこれを受け、笠木本地藏遺跡の報告の中で、県内においては常滑自体出土量が少なく、宗教用品として用いられることが多く民衆用でないことより該期の堅穴住居址から土器と伴出しにくい等の理由によりこの種の上器は12世紀代まで下ると考えた。その後坂本氏は、北堀、笠木本地藏等の新資料を組み込む中でこの時期の3期区分（VI期 11世紀第4四半世紀末～12世紀第1四半世紀、VII期 12世紀第2四半世紀、VIII期 12世紀第2四半世紀～第3四半世紀）をおこなうに至っている。

義清神社内の土器は、大半は表下下15cmほどの第2層（黄色土層）上部からの出土であり、調査地点においては近世以降の陶磁器類も混入している部分も見られ擾乱を受けている個所も多いと思われる。また神社の境内という点から、土器の時期に幅があることも考えられ、このことが器形の多様さと関係するものと思われる。特に第9回7, 8は、他の遺跡において見られない器形であり、義清神社内出土の上器の時期については、本県における13世紀以降の上師質土器の編年の解明他、今後の研究の成果に委ねねばならないものもあると思われる。

義清塚から出土した完形の土器（第11図3）は、器形・色調共に義清神社内のものとは異なるものである。坂本氏は、境川村寺尾出土の上器の報告に伴って本県における15世紀以降の上師質土器の編年を示しているが、その中で氏は、境川村寺尾出土の土器をⅠ期として17世紀後半～19世紀前半頃とし、形態上の特徴として、厚手の部類に入ること、器体部の厚さがほぼ一定していること、器体部はⅡ期同様にやや短く、身が浅い傾向を引き続き踏襲していることをあげている。義清塚出土の土器は、境川村寺尾の土器にくらべ小型であり、色調も異なるが、厚手の部類に入り器体部の厚さがほぼ一定していること、近世の上師質土器に皿・小皿の区別が残っているかは不明であるが、全体的に小型になっていく傾向があると考えられることより、近世の所産と考えておきたい。

註

- (1) 山本寿々雄ほか「『勝沼バイパス道路建設に伴う古代伊勢国考古学調査』」山梨県教育委員会 1972
- (2) 川代孝ほか「東新居遺跡」「ワ塚遺跡・東新居遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告第4集 1984
- (3) 長沢宏昌ほか「北堀遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告第7集 1985

- (4) 長沢宏昌ほか「笠木地蔵塚跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告第11集 1985
- (5) 坂本美夫ほか「シンボジウム奈良・平安時代土器の諸問題—甲斐地域」『神奈川考古』第14号 1983
- (6) 坂本美夫「シンボジウム古代末期～中世における在地系土器の諸問題」『神奈川考古』第21号 1986
- (7) 坂本美夫「山梨県に於ける15世紀以降の土師質土器編年—境川村寺尾出土品を中心に—」『甲斐考古』20の1 1983

(畠 大介)

7. 源義清と義清神社碑

佐藤 八郎

(1) 義清神社

昭和町西条の義清神社は、「甲斐国志」には義清明神と記されている。近世以前の神社は、一般には某明神・某宮、また仏教の垂迹思想の影響から某権現と呼ぶのが普通であった。

しかし、延長5年(927)に撰述された「延喜式」によれば、その神名帳に記されるのは、少しの例外を除いてすべて何々の神社と記している。例えば甲斐國廿座、うち大一座・小十九座のすべてが神社と記されている。たとえば八代郡浅間神社・名神大、山梨郡金桜神社、巨麻郡穗兒神社などのようにである。

思うに正式には神社と呼ぶべきものを、中古仏教の本地垂迹思想の影響を受けて、仏を本地とし、わが國の神は本地の仏が権現に現れたのだとし、神社名を権現の名で呼ぶようになったものであろう。「甲斐國志」に金櫻神社を藏王権現、穗兒神社を苗穂権現と記すのはその例である。明神は名神が転じたもので、名神は山嶽のある名だらる神の意である。名神大社は全国で285社に限られ、官・国幣のある重い神に対する称であったが、後世には明神の名で浅間明神、諏訪明神などと呼ぶようになる。

西条村の義清神社社記に掲げば、その発祥は、平安末期に遡る。甲斐源氏の太祖刑部三郎源義清が久安元年(1145)7月に没すると、その年の9月に義清の星數跡に社殿を造営し、義清の靈を神と崇めて奉祀し、義清神社を正式の名称としたが、民衆は義清大明神と敬称した。

慶応4年(1868)の「甲斐國社記」によれば、この神社は甲斐源氏太祖義清大明神と呼ばれ、神域は豊28間・横35間、3反1畝20歩(約31アール)。除地3畝の小社で、建物は本殿(豊7尺・横5尺、桧皮葺)1棟と、拝殿(豊3間半・横2間、茅葺)1棟のほか、射子小屋(豊7間・横2間半、茅葺)1棟があった。的の神事に備えての特殊施設である。

甲斐源氏太祖義清大明神と崇められながら、江戸幕府から神領の寄進がなく、社地3反1畝余のうち、僅に3畝歩が除地(免税地)の扱いを受けたにすぎない。なぜであろうか。

西条区には、義清神社に隣近く、彦神若宮八幡宮が鎮座している。この社は刑部三郎義清が勧請したと伝えられる古社で、永祿4年(1561)閏3月に武田信玄が制定したいわゆる永祿番帳にも「三十六番、西条の神宜」と見える。西条の神宜とは、西条村若宮八幡宮神主をいう。

「甲斐國志」によれば同社神主山本帯刀は、山本遠江守義定の後裔であるという。山本遠江守義定は佐竹義業の三男で、当社の祭神義清の甥に当る。義定は近江山本郷を領して近江源氏山本氏の祖となり、義定の嫡男義経が平家討滅の緒戦に功を立てたことは、「吾妻鏡」に詳しい。義定の後裔が若宮八幡宮と義清神社神主を兼ねたのは偶然でない。

いよいよ、甲斐守護武田家はじめ甲斐源氏諸家の崇敬篤く、夥しい神領の寄進に社運は繁栄し、年々の例祭はもとより、50年ごとの3日目にわたる大神事には、甲斐源氏後裔の土、殊に騎射に秀でた上は的を射て獻じたという。

ところが武田家が亡び徳川氏の世になると、社運はにわかに衰えた。「甲斐国社記」にいわく、

「内社（若宮・義清）共、古ハ神山夥敷御座候處、武田家滅亡之後ハ御取上ニ相成、其後東照宮御入國之御時節茂、義清大明神ハ甲斐源氏之祖神タルヲ以テ、御賢慮ヲ擇り奉り、八幡宮之社而已巾上候ニ付、御黒印ハ八幡領ト被遊下置候、人懸院様御代正保三年國中之寺社御山崎有之候分江御朱印可被下旨御触御座候處、其節紹主幼稚出府難成、御山崎等モ不申上候故、御朱印頂戴不仕候。」

と。武田家滅亡直後、織田信長の恐怖政治の翼に巻き込まれた山本神主が、徳川家康の温情政治の胸を吹いたのも、是非ない事であったが、正保3年（1646）に至り徳川家光が山崎ある社寺には朱印を以て領所を寄進する旨を沙汰した時、神主が幼稚なために出府か叶わず、社の由緒を上申する機会を失ったことは、山崎ある義清神社として残念な次第であった。このようなわけで、3反1畝余の社地のうち、僅かに3畝歩を免税地とされただけで、社地の大部分を占める2反8畝余には課税された。

このようなわけで、この神社の由緒・沿革にふさわしくない遭遇のまま300年を経過し、明治新政に際して社格の決定に当たっても、若宮八幡宮に准じて村社に列したにすぎない。

しかし、義清大明神に対する甲斐の士庶の崇敬と信仰は終始かわらず、殊に50年ごとに執行される大神事は二社御神幸に劣らない盛儀で、「甲斐国志」も寛政6年（1794）の650年忌（第13回式年）のことにつれて記載している。この時は7月21日から23日に亘る3日間にわたり、大神事を執行したが、その前7日間も甲斐源氏余流及び武芸者たちが、通し矢やハッ的を射て獻じたりした。

明治27年（1894）の750年忌には大神事を営んだあと、多額の淨財の剩余を得て、境内に「義清神社碑」を建立した。

（2）新羅三郎義光

義清神社の祭神の父義光について考えよう。義光は鎮守府將軍頼義の三男で、長男八幡太郎義家、次男賀茂二郎義綱とともに、三男新羅三郎義光として知られている。

義光の生年は、従来は天喜5年（1057）とされていたが、近年の研究では寛徳2年（1045）の生まれと改められた。父頼義が天台宗に厚く帰依していたので、義光は天台宗寺門派の大本山、近江国園城寺鎮守新羅明神社前で元服し、新羅三郎義光と名のった。

義光が兵衛尉に仕事、左兵衛尉であった寛治元年（1087）奥州に後三年の役が起り、これを討伐に赴いた兄義家が苦戦に陥ったことを聞いた義光は、救援のために駆け出されたが許されないので、官を辞して救援し遂に敵を討滅した。その後刑部丞に昇進したが、「河法皇の寵臣六条頼季と陸奥の菊池庄の所有權を争い、法皇の計らいでこれを獲得した。在任中の康和4年（1102）2月、右大臣藤原忠実に馬2匹を贈った。獵官運動ともみられるが、効果はなかったらしく、依然刑部丞が続いた。

義光は、刑部丞の職責を顧みず、東国（常陸）に居住し、国内を横行していた。藤原忠実の

日記『殿脣』の長治2年(1105)2月18日の条に、

「義光が、去る康和五年、刑部丞の職にありながら地方に居住し、勅命によって上京を命ぜられた。それにもかかわらず今年になってもまだ上京せず、支障を申し立てて猶子を詔う返事を送っているように思われる。」

と記している。寛徳2年(1045)生れの義光は、この年にはすでに還暦に達している。にもかかわらず、刑部省の部署を放擲して常陸に居を定め、勅命すら無視して自家勢力の拡張に狂奔し、無軌道な日常を過ごしていた。

義光のこのような無法きわまる生き方こそ、白河法皇が寵臣六条頼季に洩らされた言葉、

「^{アリヤ}義光は夷のやうなる心もなき者なり。安からず思はんまことに、夜半にもあれ、大路通ひつるにてもあれ、いかなる禍をせんと思立なば、己がためにゆゆしき大事ならずや」(『十訓抄』)を裏づけるものであろう。白河法皇は、賀茂川の水・双六の賽・山法師の三不如意を託った独裁者である。この法皇をして「夷のやうなる、心もなき者」と恐れさせた義光である。刑部丞の官職とは裏腹の濫行を働いていたことは推察に難くない。

合戦も時にはした。藤原為隆の日記『永昌記』の嘉承元年(1106)6月10日の条に、

「常陸国合戦の事、又東宮大夫に宣下す。義光併びに平重幹等の党は、東宮に仰せこれを召し進めしむべし。義國は親父義家朝臣をしてこれを召し進めしむ。」

とある。これは、義光の兄義家の三男で、母方の祖父の下野豪族足利基綱の邸に居た義団が、不法にも常陸に侵入したので叔父義光が、かねて盟友の間柄であった常陸大様平重幹と協力して、侵入軍と交えた一戦である。義光は、身に刑部丞の朝官を帯びながら出仕せず、常陸に居住して半上着の体を示し、常陸での自家の勢力拡大のためには、朝廷の權威も骨肉の親しみも捨てて顧みなかった観がある。

義光が常陸において甥義団と合戦したのは、嘉承元年のことである。この事件は朝廷を激怒させ、義光とその与党常陸大様平重幹は東国の園司に、相手方の義団は父義家に、それぞれ召し進めよとの命が下された。その結果は史料が欠けて不明であるが、當時病床にあった義家が、その子の逮捕を命ぜられたのは哀れである。この年7月4日に義家は68歳で没する。清和源氏は内証により衰えて行く。

『尊卑分脈』に義光の官途・受領歴が見える。常陸介・甲斐守・従五位上・左兵衛尉・右馬允・刑部少輔・左衛門尉・刑部丞。

と。これらのうち、史料の上で確認のできるのは左兵衛尉と刑部丞だけで、甲斐守も、常陸介も、正確な史料には全く見えていない。『甲斐国志』は『時秋物語』を引いて、

「甲斐守義光、左兵衛尉ニテ侍リシ時トアレバ、幅陣ノノチ甲斐守ニ任ゼシナルベシ。」と述べている。しかし『時秋物語』の史料的価値については、明治・大正にわたって活躍した史学者、文学博士岡田正之が詳細な考證を加え、否定している。博士によれば、

「義光が奥州へ下向したのは寛治元年(1087)であるのに、『中右記』にはそれより32年後の元永2年(1119)9月の条に、時元が時秋と共に樂を奏したとある。また『樂所補任』によれば、時秋は時元の死んだ時は27歳で、義光の奥州下向の時からは11年後に生まれている。そ

れで、この記事は事実でない。（「後3年の役」）

と。しかし、義光が音律を能くし、ことに筆に巧みで、芸道を理解し、人情に厚いところの武人であったことは、「今鏡」に見える。

『文元』という筆の名前を、豊原時元の兄時忠が持っていたが、それを伝える子孫がないので義光に秘曲を授け、筆も与えた。義光が奥州下向の時、時忠が逢坂山に別れを惜しみ帰らないので、筆のことを思っているのだろうと察し、時忠に返して別れた。

というのである。『時秋物語』は、この『今鏡』に基づいて、これを物語化したものであろう。

また『尊卑分脈』は、義光の時代より二世紀余り遅れて編纂された系図集成で挿入も多く、史料として全面的に信頼するは危険である。この見地から、義光の常陸介・甲斐守受領は決定的史料を欠くので、本稿では採らない。

しかし、義光が刑部丞時代に奥州菊多庄を獲たこと、康和5年に常陸を横行し、上京出仕の勅命に服さなかったこと、嘉承元年に常陸に侵入した甥の義国と合戦したこと、などを考え合わせると、義光は、後三年の役以前から常陸・奥州の所領に深い関心があったと思われる。

後三年の役に、兄義家の苦戦を援けようと、勅許のないまま辞任して救援に赴いたことが、兄思いの所為として讃えられたが、当時の公家、左大介藤原為房の日記『為房卿記』の寛治元年（1087）8月29日の条に、

「左兵衛尉源義光停任ノ事、外記ニ仰セラル、任ヲ停ム、身ノ暇ヲ申サズ陸奥ニ下向ス、召シ遣ハスト雖モ、已ニ参り対セズ、仍テ解却セラルナルナリ。」

と見える。「朝廷に辞任を願い出す、使を遣わして召しても応じないので免官にした」のが真相である。しかも出陣の動機が、兄の危急を援けるにあるだけなく、奥州での自己の所領拡大のためであつたらしいと思われる。

ところが美化されすぎた英雄義光像は、甲斐守義光でなければならなくなり、幻の義光が甲州各地で活躍したのが、芥子園の大城であり、蘆原の御堂であり、徳和の新羅櫻であり、小淵沢の矢之堂などの発祥伝説であるが、実体はおおむね義清の仕事であったと見るべきであろう。

（3）刑部三郎義清

新羅三郎義光には7人の男子があった。いま、これを表示してみる（『尊卑分脈』に拠る）。

義光	義業	刑部太郎	佐竹氏の帆
	実光	二郎勾当	石井氏の帆
	義濟	刑部三郎	武田冠者
	盛義	刑部四郎	平賀冠者
	親義	刑部五郎	岡田冠者
	祐義	刑部六郎	
	寛義	守阿闍梨	

前記の表で、義光の7子のうち5人までが通称を刑部何郎といっているのは、父義光が刑部秀であったからである。

義光の正室は甲斐守知実の女で、長男義業の母となった。三男義清も恐らく同母であろう。

義光は、長男義業の妻に常陸の豪族吉田清幹の女を迎えて、孫昌義を儲けた。久慈郡佐竹郷は清幹の勢力圏であるが、義光の私田もあった。義光は佐竹郷に孫の昌義を授らせ、佐竹冠者と名のらせた。義光系の常陸土着の嚆矢である。佐竹氏はやがて関東開拓の豪族に成長する。

長男義業父子の土着の成功に自信を得た義光は、次いで三男の義清の土着を画策して大胆にも古田清幹に懇請し、清幹の本拠那珂郡武田郷の荒蕪地を譲り受けることに成功した。

武田郷の付近は那珂川の氾濫原と洪積台地の接点に当たる所で、大部分は海拔5m前後の沖積平野。それに接する海拔20m前後のローム質丘陵があり、丘陵の末端は急崖をなして平野に臨み、すぐれた要害の地形である。

義光は、この武田郷に三男義清を授けた。義清は、急崖に臨む台上に居館を築いて操り、武田冠者と名のった。武田氏の発祥である。

義清は上野介源兼宗の女を娶った。兼宗は義清の祖父鎮守府將平頼義の弟、陸奥守頼清の一男で從四位下上野介。武芸の達人で、義清の父義光とはいとこ、義清と兼宗の女とはまたいとこの間柄で、釣り合った縁であった。やがて天永元年(1110)に嫡男清光が生まれた。清光は通称を源太といった。長ずるにしたがい、常陸の山野を馳騒して騎射に長じ、体軀魁偉、氣宇豪快な少年となった。家の子、郎党たちは源太の黒い童顔をよろこび、黒源太殿と愛称した。祖父の義光は、逞しい係を愛し、昼は射札、夜は兵書を教えた。

源太は元服に際し、父と祖父それぞれの片諱を受けて清光と名のった。清光は大治2年に18歳を迎えると、4年前に出来た父義清に代り、大内裏の大番勤仕のため上京した。

同年10月20日、かねて近江の園城寺金光院に隠居して、念佛三昧に晩年を過ごしていた義光が大往生を遂げた。享年83歳であった。

義光が常陸に在住している間は、ことさらに事を構えようとしたかった武田郷周辺の土豪たちは、義光の計報を得ると、俄然、反武田の露骨な動きを見せはじめた。若冠18歳の当主清光をくみし易しと見たからであった。しかも土豪たちの背後では国司が動いていたらしい。

義光が世を去って3年、大治5年冬、清光は武田郷と隣郷の境界を定めるに立ち会って相手方の計略的な挑発に乗せられ、暴力沙汰に捲き込まれた。背後構えていた土豪たちは、国司序へ告発することにした。土豪の巨頭は在府官人の常陸大掾盛幹であった。盛幹は吉田清幹の嫡男である。国衙では常陸國解をもってこれを太政官に奏達した。

大治5年の大晦日、12月30日、時の皇后宮権大夫源時は、その日記『長秋記』に、

「卅日、戊寅、晴、常陸國司、佐入清光が濫行之事ヲ申スナリ、子細ハ日録ニ見ユ。」

と。惜しいことに子細を記した日録がないため、清光濫行事件の詳細は明らかでないが、前述したように境界争いの暴力沙汰であろう。

太政官の判決は翌くる天承元年(1131)に言い渡され、甲斐国市河庄配流と決した。義清・清光父子は妻子を作つて配所に着した。

これより先、清光はさる豪族の息女を娶り、大治2年（1127）男児を儲けた。また父に代り大番勤仕に上京の帰途、東海道手奥宿（現在静岡市内）で白拍子（歌舞にすぐれた遊女）を愛して伴い帰り、側室としたところ、奇しくも清光の正室と同日に、男児を儲けた。同日の誕生日え、どちらにも太郎と名づけた。四歳を迎えた2人の太郎も、配所へ伴われた。

こうして義清が常陸の武田郷に土着して以来、嘗々として築き上げた常陸武田氏の勢力は、常陸豪族らの反撃により奪い取られ、甲斐に移るを余儀なくされた。このことを『常陸国誌』は次のように述べる。

「義清初め那珂郡武田郷に居り、武田冠者と称し父義光の嗣たり、子の清光、大治五年罪あり、其の父子を甲斐に配し、市河庄に置く。是に由りて、子孫永く甲斐の人なり。」

と。まことに横福は糾う縄の如く、義清父子が奇縄に遭って甲斐に配流された結果、ここに甲斐源氏が興り、天下の大族に発展するの機を把むことになるのである。

義清父子の市河の配所は平塩岡といわれる。この岡は高燥で水害の心のない要害である。その上、天台宗の巨利白雲山平塩寺の住持、刑部卿阿闍梨は義光の末子であり、僧名を覚義といい、關城守の学僧として多年懇密の学を究めた高僧である。配流の身とはいえ、義清は兄であり、其の父子をある。不自由、不如意な流入生活を少しでも潤してやろうと、心を碎いたことであろう。

義清の市河庄での流入生活は、さして永くはなかった。しかも刑期を勤め終えると、間もなく市河庄司に任命された。それは獄令に、

「本犯流スペカラザランヲ、特ニ配流セシ者ハ、三載ノ後、仕フル事ヲ聽セ」

との条を適用されたものである。任命された時期は長承2年（1133）ごろとみえる。翌3年、義清の四男安田義定が生まれたことも、義清の一家に春が戻った証拠であろう。

義清が庄司に就任した市河庄とは、どんな所であろうか。安和2年（969）の『山城國法勝院領目録』によれば、巨麻・八代・山梨の3郡にわたり、計13町9反310歩の田地を有しており、その内に「巨麻郡九条四市河里二町二反百七十四歩」がある。これが市河庄の中心地域とみられ、現在の中巨麻郡玉穂・出宮・昭和等3町の一部と推定されている。

市河庄の内、現在の市川大門町の地域は、青島といって八代郡に属し、市河里は巨麻郡に属していた。したがって巨麻郡九条四市河里を現在の何處に比定するかが問題である。

これについては、山梨大学名誉教授磯貝正義氏が著書『郡司及び采女制度の研究』所収論文「巨麻郡の成立」の中で、前記法勝院領目録の巨麻郡「九条三官原里」を甲府市吉原町（旧大鎌田村）とすれば、「市河里」はその隣接地となり、「和名抄」の市川郷を青沼郷の南方、現中巨麻郡玉穂村・田富町方面に比定する『大日本地名辞書』の説には近いことになる」と述べられた。『大日本地名辞書』（明治33年（1900）吉田東伍博士著）の所説の要点は次の通りである。

「市川は旧庄名なり。然れども『和名抄』巨麻郡に市川郷と云ふを載す、其地は中郡筋の兼無・笛吹の堆洲にあたるかと思はれ、此市川村と水流を隔てて北に在り。疑ふらくは中世巨麻郡市川郷てふ郷庄名、南岸八代郡に及ぼし、遂に此に市川の名を遺すか。」

と。この説と磯貝説を重ねれば、「巨麻郡九条四市河里」は現在の昭和町押越付近から、西条付近にかけて存在したものと考えられる。

義清は、嫡男清光と謀って逸見郷に移ることとした。八ヶ岳南麓逸見郷内には、祖先頼信・頼義らが開拓時代に獲得した熟名・多麻・大八幡の諸庄、柏前牧跡の私牧などがある。これを再興することが何よりの急務である。

父子は、逸見郷の中央多麻庄若神子に館を構え、七里岩片山の要害に若神子城を築いた。若神子の地は、甲斐と信州佐久地方を結ぶ往還に沿い、また郷内の産業交易の中心である。

義清は、常陸道去の時、武田冠者の名のりを禁じられたらしいが、逸見若神子に撫するに及び、甲斐源氏総領逸見刑部三郎義清と名のり、嫡男の清光には逸見冠者源太清光と名のらせた。

清和の貴種、鎌守府将軍・甲斐守頼信、同頼義二代を国守と仰いだ甲斐の民の子孫らは、その甲斐守の苗裔義清・清光父子を懐かしく迎えた。義光・義清父子が常陸において多年の歳月と、名状を絶する苦闘のち辛うじて武田一郷を獲得したのに比し、甲斐においては逸見郷の諸庄をはじめ、穂坂・真衣野・両官牧跡、藤井保・甘利・一条・大井の諸庄を比較的順調且つ速やかに領有できたのは、祖先頼信・頼義の遺澤に負うところが少なくない。

義清は、甲斐入団以来10余年、嫡男清光と協力して甲斐源氏の基礎を固めた。晩年は再び市河里西条の地に住んで風雅を嗜としたが、久安元年(1145)7月23日、波瀾に富んだ生涯を終えた。享年75歳であった。(久安元年没は正覚寺過去帳による)

清光をはじめ、甲斐源氏一門、家の子・郎党は、義清の葬送を終えると、一族の太祖として崇めるため靈神として祀ることを決め、巨麻郡市河里西条の隱棲の宅跡に祠廟の工を起こし、9月に主として竣工したので、同月中の酉の日に御益を勅請し、義清明神と崇めて以来祭祀を怠らず、50年ごとの式年には大祭を執行して830年後の現在に至った。

義清が市河里で生前に詠じたと伝えられる和歌がある。

いとどしく壇生の小屋のいふせきに

千鳥鳴くなり市河の里

といい、「甲斐国志」に載せられている。

この和歌の碑が、義清神社と市川大門町平塩岡のそれぞれに建てられている。

壇生の小屋とは堅穴住居のことと、地面を浅く掘り下げて屋根をかけ、上間に筵を敷いて、そこで寝起きをする小さな家であった。

義清が没した年から11年後に保元の乱、4年後に平治の乱、5年後の治承4年に甲斐源氏総決起の平氏追討戦が起こるのである。

(4) 義清神社碑

義清神社碑は、明治27年(1894)の式年大祭の翌年12月に建てられた。

当時の神主山本常磐、氏子継代野呂瀬涉らの奔走で、撰文は文学博士川田剛(号・碧江)、題額は公爵近衛篤麿、揮毫は日下部東作(号・鳴鶴)に依頼した。

碑の全文は次の通りである。

義清神社碑

從三位公爵 近衛篤麿題額

甲斐國巨摩郡西條里、有古祠焉、曰義清神社。里人野呂瀬涉、与社司山本常磐、遠蹤山河、來訪余於東京、厚幣卑辭、跪請曰、我社 近衛天皇久安元年所創建、靈驗赫著、國人相崇敬、每歲九月第二酉、例修祭儀、每五十年行大祭、今茲明治廿七年、距創建時七百五十年、當第十五回大祭期、遠近士女、絡繹來集、獻幣帛、供酒饌、擊鼓奏樂、較射賽騎、醴飲連三晝夜、於是衆相議、欲鑄金鍍錫樣筆以表神德、使吾二人來乞焉、唯是神、爲甲斐國司新羅公義光第三子刑部公義清、而舊史不載其事蹟、野乘口碑亦無所傳、能文如先生亦或難下語、不知肯許之乎、余曰諸、居、余告子、大蕭曹無可紀之功、房杜無可書之事、而爲漢唐名臣、何哉、務實不近名也、新羅公忠勇謹衛禁闈、雖爲國司不得赴任、神乃代蒼茲上、意必德兼文武、致力民政、開荒蕪、勸農桑、輕賦役、恤困窮、積善餘慶、施及子孫、如安山、武田、逸見、一條、南部、小笠原諸氏、前後疎起並爲侯伯、號曰甲斐源氏、而遺民追慕、百世崇祀、不謬其德、孟子所謂、君行仁政則後世子孫必有王者、祭義所謂、法施於民則祀之者、神其庶幾焉、言未畢、主人肅然起謝曰、有是哉、吾始知神德之所以尊矣、因出其所褒圖示之、境域千坪、松柏聳立、背清流面大道、有池架橋、過華表、高掌二字、材用櫻木、屋暮繪皮、前曰拜殿、後爲本社、繞以石欄、傍建二碑、其一刻神詠國詩、其一題曰甲斐源氏舊蹟、西去二十餘間、有古墳、即藏神骨處云、今表神德、併錄圖中所見、以補史記闕文。

明治廿八年十二月

正四位勲四等文學博士 川 田 剛撰

正五位 日下部東作書

上の句説・訓点は略し、読み下し文とする。

義清神社碑 從三位公爵近衛篤麿題額

甲斐の國巨摩郡西条の里に、古祠有り。義清神社と曰う。里人野呂瀬涉、社司山本常磐と、遠く山河を蹤え、來りて余を東京に訪う。幣を厚くし辞を卑くし、跪き請いて曰く、我が社は、近衛天皇の久安元年創建するところ、靈驗赫著にして国人相崇敬す。毎年九月第二の酉に祭儀を例修し、五十年ごとに大祭を行う。ことし明治廿七年は、創建の時を距ること七百五十年、第十五回大祭の期に当り、遠近の士女絡繹として來り集り、幣帛を獻じ酒饌を供え、鼓を擊ち樂を奏し、射を較べ騎を賽り、醴飲三晝夜に連る。是に於て衆相議し、金を鑄めて碑を建て、様筆を煩わして以て神徳を表さんとし、吾れら二人をして來り乞わしむ。唯だ是の神は、甲斐の國司新羅公義光の第三子、刑部公義清と為すのみにして、旧史其の事蹟を載せず、野乘口碑も亦伝うるところ無し。文を能くすること先生の如きも、亦た或は語を下し難からん、知らず、肯えてこれを許すやと。余曰く、諸、居れ、余れ子に告げん、かの蕭曹は記すべきの功なく、房杜は書くべきの事なし、しかも漢唐の名臣たるはそぞや、実を務めて名に近ずかざればなり。新羅公、忠勇にして禁闈を謹衛し、國司と為ると雖も赴任するを得ず、神すなわち代りて茲の上に蒼む。意うに、必ず徳は文武を兼ね、力を民政に致し、荒蕪を開き、農桑を勧め、賦役を軽くし、困窮を恤む、積善の餘慶延いて子孫に及び、安山・

武山・逸見・一条・南部・小笠原諸氏の如き、前後輝ぎ起り、並びに侯伯となり、号けて甲斐源氏と云う、しかも遺民追慕して百世崇祀し、其の徳を讃れず。孟子に所謂君仁政を行うときは則ち後世必ず王者有らん。祭儀に所謂法を民に施すときは則ち之を祀るといえり。神はそれこれに庶幾からんか。と。言いまだ終わらざるに、二人肅然として起ち、謝して曰く、是れ有る哉、吾れ始めて神徳の尊き所以を知ると。因って其の袖するところの図を出して之れを示す。境域千坪、松杉矗立し、清流を背にして大道に面す、池有りて橋を架す。華表を過ぐれば高堂二字あり、材は楓木を用い、屋は桧皮もて葺く。前を拝殿と曰い、後を本社と為し、繞らすに石欄を以てす。傍らに二碑を建つ、其の一は神詠の国詩を刻し、其の一は題して甲斐源氏旧跡と云う。西に去ること二十餘間、古墳有り、即ち神骨を藏する所と云う。今、神徳を表わし併せて圖中に見るところを録し、以て史誌の闕文を補う。

明治廿八年十二月

正四位勲四等文学博士 川 田 剛 摂

正五位 日下部 東 作 書

というのである。長文であるが平明で、難解な故事の引用も少なく、わずかに「肅昌可記の功無く、房杜可書の事無し、しかも漢唐の名臣たるは何ぞや」の一節があるだけである。これも、「実を務めて名に近づかざればなり」と自答しているので、原文のまま読めばよい。

ただ「新羅公忠勇禁闈を渡衛し、國司と為ると雖も任に赴くを得ず、神乃ち代りて茲の上に蔭む」とあるのは、史実に相違している。

義光が、後三年の役に際し、兄義家の苦戦を聞いて、左兵衛尉の官を持てて赴援したことは美談とされているが、この役を私戦と認める朝廷では、義光の行為を罰したのである。

役後、義光は刑部丞に任せられるが、刑部省は、令外の官の檢非違使庁が設置されて以後は閑職となり、義光は現職のままで常陸へ下向して領上の拡張に奔走し、上京の勅を受けても命を奉じなかつたことは、既に述べた。このような事情の中で甲斐守に任せられたとは考えられない。仮りに任せられたとしても、義光が禁裡渡衛に忙殺されて任國できないというのは本末顛倒で、國守遙任の場合は別に日代を任國させるのが例で、義清が父に代り得るのは源家庄園の管理の場合だけであろう。

それはとにかく、義清は流入として甲斐に入国し、やがて刑期を終えて市河庄園となり、次いで逸見郷多麻庄若神子館に挺り、嫡男清光の協力を得て逸見地方の庄園を領し発展させた。

領内の施設は、神文に見えるように、徳は文武を兼ね、力を民政に致し、荒蕪を開き、農桑を勧め、賦役を軽くし、困窮を憚れみ、善政を施した。積善の餘慶は施いて子孫に及び、安田・武山・一条・逸見・南部・小笠原の諸氏が前後に相いついで起り、やがて大小の大名になり名づけて甲斐源氏といった。

しかも義清の子孫はもとより、広く甲斐の民も義清の徳を追慕して神に祀り、百世の後に至るもその徳を忘れない。孟子の言葉に、君が仁政を行うときは、子孫に必ず王となる者が現われる、とあり、また「礼記」の祭義章にも、よい法を民に施すときは、民はその為政者を神に祀るものだ、とある。義清神社の祭神は、これに庶幾といえよう。と述べると、その言葉の

おわらないうちに野呂瀬・山本両人は肅然として座を立ち、その通りです、私どももはじめて祭神の神徳の尊いいわれを知ることができました、と懇篤な礼を述べた。

以上が碑文のあらましの解説である。

この碑文を撰した川田剛は、旧備中松山藩板倉家の儒臣で、維新後は宮内省諸陵頭・東宮侍講・東京大学教授・文学博士・学士院会員を歴任した。学は朱子学を宗として経史百家に涉り、殊に漢文章に秀で、これも漢文学・国史学に名のある重野安經と並び称された。

川田が義清神社碑文を撰するに先立つこと10年の明治18年、重野が市川平塙岡の「甲斐源氏旧跡碑」の撰文をしたことも奇縁である。

重野は薩摩の藩士で、川田より3歳年長である。日本史の研究に実証的方法を用い、内閣修史局（のち東大史料編纂所）に入り、「甲斐源氏旧跡碑」の撰文をした当時は編修副長官の職に在った。同碑文は長三洲が揮毫した。「甲斐源氏旧跡碑」の文章、思想は、これも漢学者の撰したものにふさわしく、「義清神社碑」のそれとよく似ている。その一節に、「易に曰く、積善の家餘慶有りと、昔れ是に於てか、子孫乂存して益々昌んなるもの、必ず忠孝の家たるを知るなり」とあるは、川田の文と軌を一にしている。當時儒教思想の日本史学に及ぼした影響の大きなことを知るのである。

8. 甲斐源氏一族の動向

清 雲 俊 元

(1) 保元平治の乱。

源氏・平氏を中心に武士の力を発揮したのが保元元年（1156）に起きた保元の乱と、それから3年後の平治元年（1159）に起きた平治の乱である。

この保元・平治の乱について甲斐源氏の関係者が参画した様子が見うけられない「保元物語」をみると、官軍勢の条に「甲斐には塙見五郎、同じく六郎」が参加したことがみられる。時代が下るが、「曾我物語」に「甲斐国住人の中に、淡美弥五郎、同六郎兄弟8人」と載せている。この塙見氏というのは塙海宿跡が祖であり、甲斐国の国造となり、甲斐国を統治していたが、こうした一族が、甲斐源氏以前の旧豪族として国庁の官人にいたのである。

平治の乱では「平治物語」に「甲斐国には井沢四郎信景を始めとして宗徒の兵二三百人云々」とあり石和信景の率いる200人の軍兵が参加している。この石和信景は古浅本『武田系図』には「武田信義の子井沢四郎信景」とあるが、他の系図には認められず「甲斐国志」はこの信景を義清子弟の類といい、武田信義の子石和五郎信光はその信景の子と考えられるが今後の研究課題である。

平治の乱における甲斐源氏の動向であるが、一般には清光が時勢を見る目に敏であり、義朝の要請に対して一族の信景を出し、本流甲斐源氏は甲斐に留まり、一族の安全を団ったという説と、また磧貞正義氏は当時、義朝の勢力の中心が南関東の相模、武藏、上総、下総4ヶ国の武士団であり、その他の国に対して支配力がなく、甲斐源氏も義朝の勢力とはほぼ対等の立場に立つ独立した武士団であったため参加しなかったとしている。

(2) 旧豪族の衰退

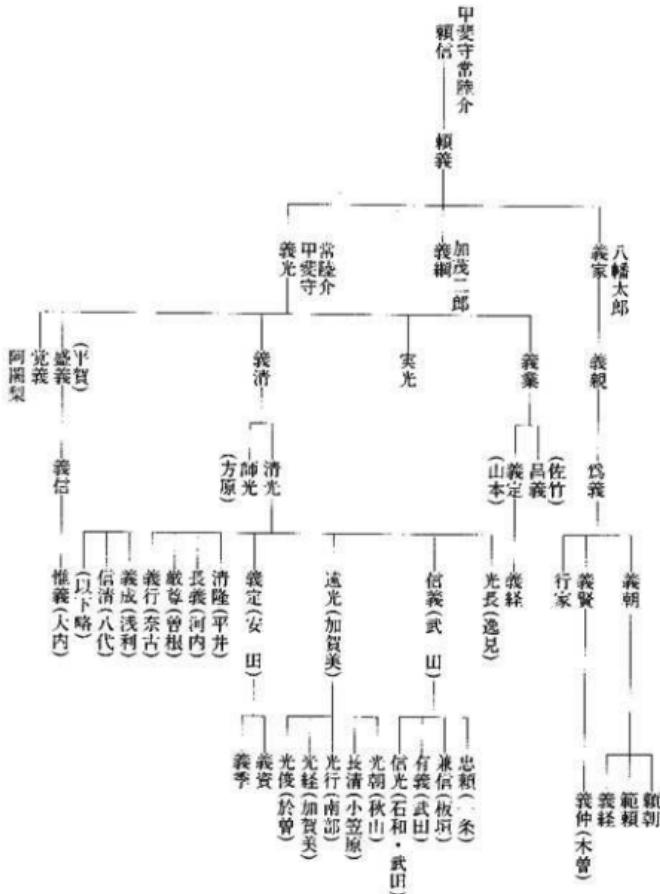
平治の乱が終わって、4年後の長寛元年（1163）に全國的にみても数少ない事件が東八代郡八代町で起きた。

これは熊野神社にまつわる八代荘と国衙が争った荘園紛争で「長寛勘文」として世に知られている事件である。この事件は甲斐国司の藤原忠重、日代中原清弘、在庁官入の三枝守政の3人が朝廷の崇信の厚い熊野神領に対して狼藉を加えた罪として絞刑に処せられた。

三枝守政は「三枝系図」では宗家を継いでおり、守政の処刑によって甲斐国内に禍をとなえた名族三枝の宗家は断絶したと思われる。

このことは三枝一族ならびに、甲州一円に散っていた古代豪族に与えた影響は甚大であった。またこの事件が甲斐源氏にとって無縁ではなく、実はこの事件を通して古代豪族の衰退していく中で、甲斐源氏の幕明けがあったのである。荘園の經營者として入った武士団が、荘園を足場に勢力の拡大をはかり、武力を蓄えていったのである。それから17年後の治承4年、以仁王の令旨を受け、甲斐源氏の軍兵となるのである。

源氏の系図



(3) 甲斐源氏一族の動向

清光には逸見・武田・加賀美・安田・平井・河内・田井・八代・奈湖・浅利・曾根と多くの優秀な兄弟があった。この兄弟が莊園の管理者として、甲斐一円に根を張っていた。

このように甲斐源氏が勃興していった原因は、この時代になると莊園が増加するに従い公田が減少し、国司、都司の勢力が衰えて莊園領主が勢力をもち、園衙の権力は全く失われた。こうして諸国の莊園は国領と争い、国司は莊司と争い、莊民は公民と争い、領家は他の領家と争い、物質の輸送に争い、境界に争うなど殺伐な時代となった。その中で甲斐源氏のはたした役割は大きかったのである。また甲斐源氏の人達の氏名は莊園、地名によって各々その氏名を始めたのである。

清光の嫡男太郎光長は、はじめは逸見の多麻庄、小倉村を領して小倉太郎と名のったが、父より甲斐源氏總領職を譲られるおよんで逸見太郎光長と名乗った。

逸見庄の前身は逸見郷もしくは逸見牧だと思うがその変遷過程は不明である。逸見牧は古代の御牧の一つであった柏前牧を併合した可能性がみうけられる。治承4年9月北条時政らが頼朝の使節として入峠して逸見山で一族と会見した逸見山は『甲斐閑志』によると北巨摩郡大泉村谷戸にある谷戸城で、逸見清光の館であったが、このときは逸見光長の城であったと推定される。光長は逸見氏の始祖とされるが甲斐源氏の惣領職をめぐる武田氏との抗争に敗れたためか、源平争乱期には逸見氏の活躍はほとんど見られない。

清光の二男信義は大治3年8月15日に常陸国武田郡に生まれ、光長とは双生児であったといわれる。のちに甲斐國の武田庄に入り武田太郎と称した。武田の庄は、甲斐の三官牧の一つである真衣牧の誤された真衣郷の南部地帯で、東は笠無川をもって逸見郷と境し、南は笠無川の支流甘利沢をもって余戸郷と境する。西は鳳凰・地蔵岳の山岳地帯である。庄の中心をなす武田の地は、笠無川の河岸段丘の上にあった。

館は武田の東端、笠無川に臨む段丘の上にあって「お屋敷」、「お旗部屋」、「的場」などの地名を残しており、館の西南には氏神の武田八幡神社（北宮地）、要害城（鍋山）があり、南の段丘上に祈願所願成寺（御堂）がある。信義は治承4（1180）年平家追討の兵をあげ、甲斐源氏の中心的人物であったが嫡子一条忠頼が宇治川の戦いの汚名をさせられ鎌倉の當中に謀殺され、信義も圧迫を受け、失意のうちに文治2（1186）年に武田の館で没した。

信義には忠頼・有義・兼信・信光等の諸子があり、それぞれ活躍するが、武田の惣領職を繼いだのは石木の御厨を占拠した石和五郎信光であった。

信義の嫡子一条忠頼は一条庄（甲府市）に配置され、一条小山（現在の舞鶴城の地）に館を築いた。この地は旧豪族塙見氏に縁故の土地で保元・平治の亂以後甲斐源氏の所領となつたところである。忠頼は源氏挙兵にあたり甲斐源氏一門の旗頭として参加したが、寿永3（1184）年におきた宇治川合戦において忠頼は範頼・義経軍と協力して木曾義仲を近江栗津辺に討ち滅ぼし軍功をたてたが、むしろ義仲と通ずる一面があったとして同年6月16日鎌倉において頼朝に謀殺された。後、夫人は尼となり居館を寺として一蓮寺と称した。のちに寺を太田町に移した。

武田信義の子、一条次郎忠頼の弟に三郎兼信がいた。山梨郡坂垣郷（甲府市善光寺町）にいて板垣三郎と名乗った。時は下るが、承久記に板垣莊小瀬村云々とあるが、庄名のことは他書には見えない。恐らく一条庄内の板垣の里であったと考えられる。板垣の名因は詳かでないが、広瀬無声氏は神社の齋垣或は外園の板垣などから起った名であろうとしている。兼信の占有したのは玉諸神社の神田神戸などの押領と考えられる。兼信は平家追討では源範頼の軍に従って先手の隊長となり戦功を立て駿河国大津の御厨の地頭となつた。一ノ谷の戦後土肥実平と共に中国より鎮西に渡り、甲斐源氏西征軍中の功労者であったが、頼朝に不平を云つたことから建久元年隠岐に配流された。

信義の三男有義は、武田兵衛尉有義と称し塙部庄（甲府市）に庄園管理者として入つた。武田系図には中宮侍長左兵衛尉・塙部右衛門尉とある。塙部庄は往古にあっては甲府上府中の大部分に亘り西は千塙村、南は飯田村に及び、更に上代にあっては後世の志麻庄、和田、小松、古府中を含んだ庄園であった。この地は上代の国造塙海宿禰の居住地と考えられたところであるが、のち甲斐源氏が占有することになった。有義は一時塙部氏を称したが、塙兄（塙部）の名跡を継いだのかも知れない。

また昔妻鏡には武田とも逸見とも記しているが、逸見の名跡をも継いだのであろう。武田氏のなかで有義だけが平家全盛時代にあって、京都にのぼり中宮職につき兵衛府に勤めていた。有義は源平合戦では大手の大将軍範頼側の筆頭に数えられていた。頼朝の死後、梶原景時が有義を後任の將軍に奏請しようと画策したが失敗して正治2（1200）年行方知れずになったと伝える。

武田信義の第5子が武田信光である。石井庄にいたので石和五郎信光とも云う。尊卑分脈では「大勝大夫、武田五郎、伊豆守、法名光蓮又号伊沢」とある。石井郷は和名抄にみえる甲斐国山梨郡の郷名で、「伊佐波」と読む。三代実錄の元慶8（884）年の条に「山梨郡石井郷、神鳳抄に「石不御厨」、尊卑分脈の武田信光の項に「石井莊」とある。

石和信光が館を構えたのは石和御厨である。これは伊勢外宮の神領であった。治承4年9月24日武田信義、北条時政らが逸見山から石和御厨に移り、平家追討についての評議をしたのがこの地であった。武田信光は平家追討において戦功をあげ、正治2（1200）年8月25日、見有義亭するや武田の宗家を継いで石和を改め武田と称した。承久3（1221）年承久の役には小笠原長清らとともに東山道大將軍として京都に攻め入り、その功によって安芸守護となつた。のち光運と号し名越に隠棲した。宝治2（1248）年87歳で没した。

武田系図によると武田信義の弟に加賀美遠光がいる。遠光は寛喜2（1230）に88歳で没しているので、康治2（1143）年の生れであるので、実際には安田義定より9歳歳下の弟ということになる。

新編信濃史料叢書12によると遠光は康治2年2月28日加賀美の館に生まれ、ここを拠点として加賀美氏を称するようになったと云う。¹⁾甲斐国志では逸見の館で生まれ幼名は豊光丸と見え諸説ある。地名の由来には3説あり、第1は古く鏡作部が居住したことによるもの、第2は美濃国の豪族で吉清國から渡米人と考えられている各務勝の一族が移住してきたことによるもの、

第3説は山梨の地名によると地形上芝草のことを「こしげ」というがその方言である「かが」からかがみの地名となつたといわれる。

遠光は大井郷を根拠地として、とくに現在の甲西町下宮地の三輪明神の神領神戸を領有していった。現在の法善寺々城は遠光の館跡で、古くは寺部村にあった真言宗の一寺院を遠光が移したものである。遠光は大井庄を中心奈胡東、西河内領現在の峠西地方から南巨摩郡緑沢町にかけての一帯、および於曾郷を治め強大な勢力を誇った。とくに平家全盛時代は大井庄の管理者であり、また加賀美一族は牧の経営者として厚遇を受けていた。従って平家一門とは密接な関係にあり、長男の秋山光朝は平家に仕え小松内府の婿、すなわち平重盛の女を妻としていた。また二男の長清も平家に仕え、重要視されていた。こうしたことは父遠光がしばしば都へ上る機会があった。また遠光は禁中守衛の任にもあったことから、平家追討には一族あげて困惑したのであるが、のちに…ノ谷、壇ノ浦の戦いにおいては源氏の大将として戦功があり、信濃守兼北陸道探題に任せられている。源頼朝の勢力拡大に多大の功があった。

遠光の長男は秋山光朝である。大井郷内の村名が秋山である。遠光は大井莊を占有し、長子光朝に与えた。光朝は、当地を領し、平家に仕え全盛を極めたが、のち源頼朝に敵対して鎌倉に攻められ、中野の雨鳴城（城山）で自害したという。菩提寺は光昌寺である。地内に光朝の館跡があり、館跡に熊野神社が建立されている。

遠光の二男が小笠原長清である。応保2（1162）年に生まれ、仁治3（1242）年に81歳で没している。明野村長清寺過去帳にある。長清は信濃の守護になり補任した。明野村小笠原の厚芝に長清の館跡がある。

小笠原は逸見地方にあった牧場で「小笠原逸見の御牧」と和歌に詠まれたところで、北巨摩郡明野村小笠原がその遺址である。従って小笠原氏発祥の地であった。西郡小笠原も長清によって占有された地である。甲斐源氏が小笠原牧を占有したのは、ずっと以前義清時代であったと考えられるが、その後、遠光が此牧地を受けつぎ、ついで長清に与えたものに違いない。此牧地は後に幕府の所料となり、長清は西郡小笠原の地（旧大井庄）に移り、後に稻積庄巨瀬に居館した。

遠光の三男光行が南部（南巨摩郡南部町）に住して、南部三郎光行といった。南部氏の館は南部にあり、その領地は南部御牧であった。光行は源頼朝の奥州征伐に従い、雄略五郡を占有し盛岡に居を構えた。甲州の山領を領したのは実長である。実長は南部のうち波木井に居を構えたので波木井氏といわれた。

遠光の四男光経、五男光俊といい、遠光の後継者として大井庄を領有するとともに塩山の於曾郷を治めていた。四男光経を於曾四郎と号し、五男光俊を於曾五郎と称したと伝えられる。光経の屋敷が現存されている於曾屋敷である。光俊の屋敷は現在の塩山駅付近と伝えている。

清光の四男安田義定は尊卑分脈や武山家系図によると清光の四男とあるが、「吾妻鏡」には安田冠者義清の四男とあり、長承3（1134）年3月10日に北巨摩郡若神子に生まれ、前述通り最近では加賀美遠光の兄と考えられ、遠光も義清の子とする説が解されている。

義定は山梨市小原にあった加納庄に館を構え、牧庄小田野、現在の牧丘町に要害の城を構え、

峠東一帯を統治した。治承4年以仁王の令旨に応じ、富士川の戦いに平維盛を走らせ、ノ谷、環ノ浦合戦に功績があり、平家追討受領6人の中に長男安田義資が選ばれ、越後守に任せられている。のちに建久5年、源頼朝に忌まれ殺されている。義定が占有した牧庄は山梨市岩手から上にあたり現在の牧丘町、三宮、塩山市の一部笛吹川の両岸の広大な地域で、平安末期ころから牧庄と呼ばれていた。

清光の五男が平井清隆である。武田系図には平井四郎と見える。東八代郡石和町平井の地が其の本貫地である。一蓮寺々額記に「経田九段、五段は慈社宮経山平井云々」がある。『吾妻鏡』の建久二年の条に経田庄と見えるのもこの地ではないかと考えられる。『三槐記』、『源平盛衰記』に平井延者と見え、『源平盛衰記』によると治承4年大場景親の軍に属し、石橋山合戦に討死したことが記してある。

清光の六男が河内五郎長義である。河内は石和町旧富士見村にあり、ここを本貫地として長義は氏郷とした。『甲斐国志』によると治承4年平家追討に甲斐源氏の人々と共に挙兵している。

清光の七男が曾根玄尊である。分派の莊に曾根押師とあるので、仏門に入つて武を兼ねた人と思われるが、この中道町曾根地域にいつ入つて来たか定かでない。近くに山王権現があることから神領を押師したこととも考えられるが、この地域が駿河、遠江への重要な地点を統治していたことがうかがうことができる。源頼朝が奥州を平定した翌年の建久元(1190)10月に都にのぼっているがこのときの隨兵の中に曾根太郎の名がみえる。また建久6年頼朝が東大寺參拝の供奉人の行列の中の隨兵に曾根太郎がみられる。玄尊の長男遠頼が太郎を名乗っていたのでこの隨兵は嚴尊の長男であろう。

清光の八男は奈古十郎義行である。『甲西町誌』によると久安年中(1145-1151)甲斐源氏清光の十男として生まれ、奈胡庄現在の甲西町南湖を領有したので奈胡十郎義行と云つた。義行は八条院藏人であったので奈胡藏人とも言った。八条院というのは鳥羽帝の第三皇女璋子といい美福門院の腹に生まれ、帝の寵愛最も深く、保元元年崩御の際、御領の大部分を譲りし、これを八条院御領と称し甲斐國にあってはこの所領を奈胡義行が管理していたのである。義行は平家追討に際し源氏の將として参加し、頼朝の宿将として活躍、建仁3年没している。

清光の九男は浅利義成である。「尊卑分脈」では義成、「吾妻鏡」は義達、「源平盛衰記」は達忠などと呼ばれた。東八代郡豊富村にあった浅利庄を領有し浅利冠者と称した。騎射の達人で源平の合戦で遠矢を射て射芸の極致を示し名人のはまれを得た。遠矢の名人3与一の一人である。墓所は豊富村大福寺にある。

清光の十男は八代冠者信清である。八代氏は八代郷から氏号としたもので、現在の八代町、御坂町を本貫地としていたが、とくに大社二宮美和神社、長寛勘文で有名な八代の熊野神社の所在地である。八代氏は恐らく在原官人の名跡であろう。信清は八代冠者と号したまた八代與三と称した。病身で子がなく小笠原長清の子長光を招き奴臼と称した。

図 版



義清神社全景



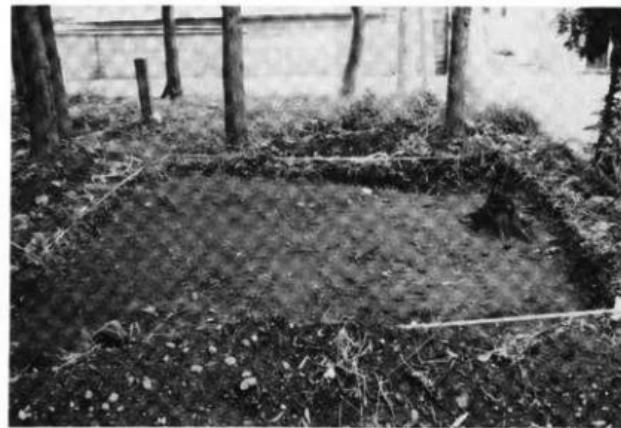
甲斐源氏祖跡の碑



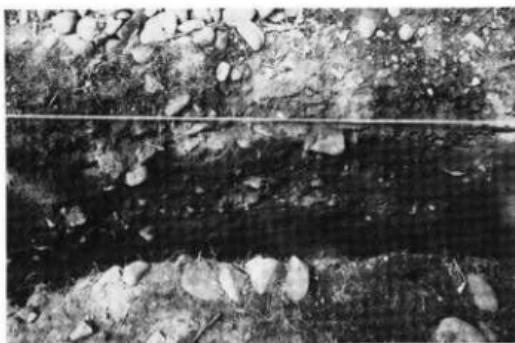
墳跡推定地



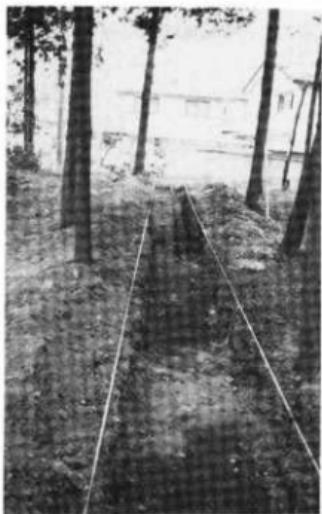
土壘状遺構基底部(第17トレンチ)



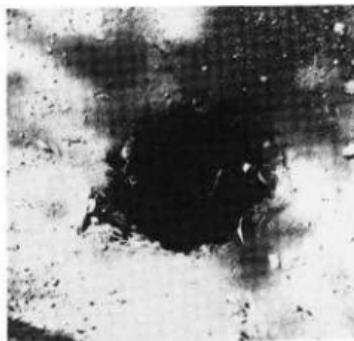
同上



土型状造構基底部セクション図(第3トレンチ)



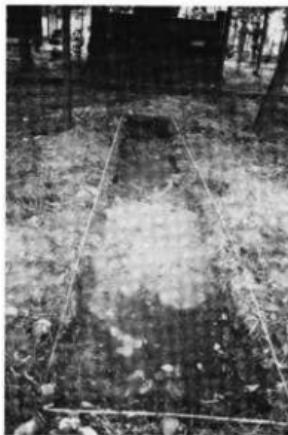
第3トレンチ設定状況



小ピット(第2トレンチ)



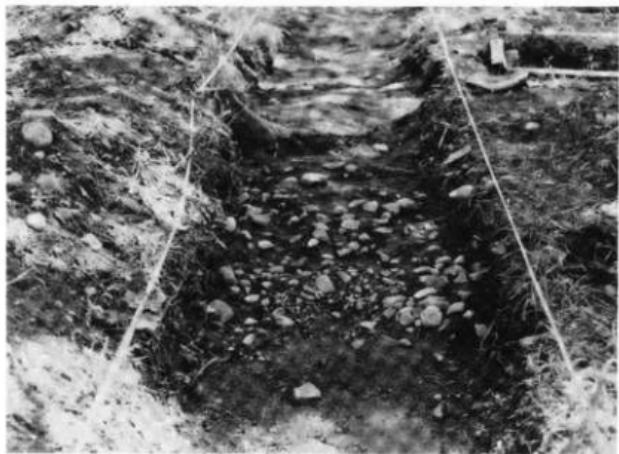
敷石状遺構出土状況(第5トレンチ)



同左(第13トレンチ)



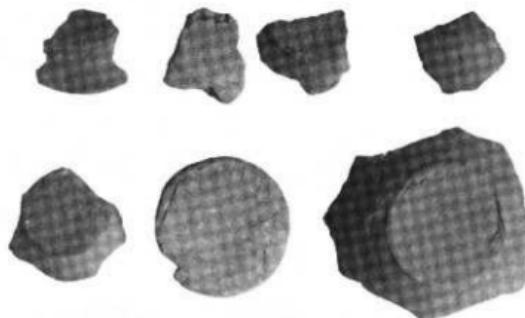
同上(第4・第5トレンチ)



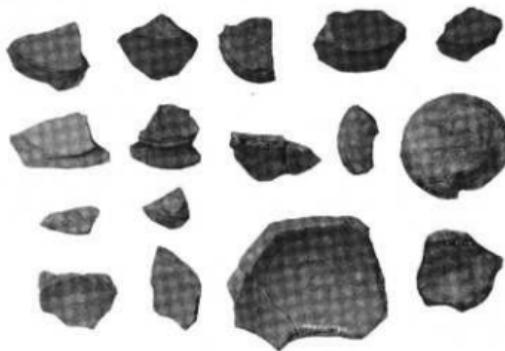
表石状遺構出土状況(第5トレンチ)



遺跡見学会風景



鹿清神社境内地出土土器



同 上



義清神社境内地出土土器



同上



義清神社境内地出土陶器



同上

同上



義清塚全景(1955年 金九平甫氏撮影)



義清塚近景



義清塚 トレンチ設定状況



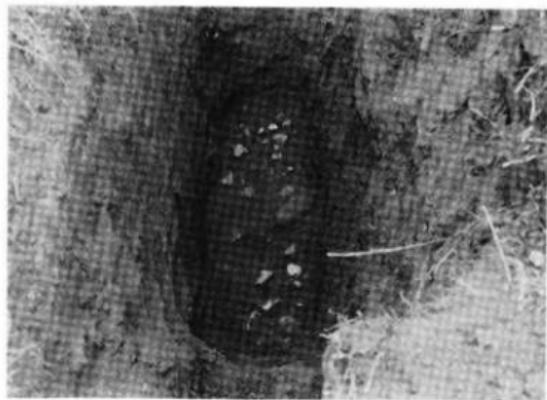
C トレンチ発掘状況



D ドレンチ発掘状況



D ドレンチセクション図



義清塚基底下部 (C ドレンチ)



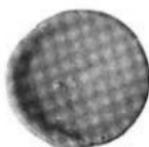
義清塚出土陶器



義清塚出土土器



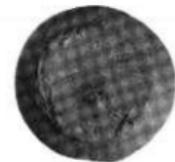
義清塚出土錢貨



同上



義清塚發掘風景



同上

付 編

昭和町の埋蔵文化財分布調査報告

昭和町の埋蔵文化財分布調査報告

1. はじめに

昭和町は、甲府盆地中央の釜無川氾濫原に位置し、町の西端には南北に釜無川が南流する。また、鎌田川、山伏川、常永川をはじめ中小河川が多数流れ、県内でも最も低平な地域となっている。

本町城において原始・古代の遺跡、遺物は認められないとするのが、従来の考え方であった。しかし、平安末期（12世紀後半）には甲斐源氏の直接の祖とされる刑部三郎義清が西条に隠居し、その居館が義清神社の地にあったとする伝承があることや、さらに、押越、紙漉阿原付近が平安末期から鎌倉初期に鎌田荘であったことが知られている。これらのことから本町城にも古代末期に、一定の集落が営まれていたことがうかがわれる。

歴史上しばしば釜無川も氾濫し、本町城も大水害をこうむったことであろうが、先人によって河川が統御され、その居住や生産の場を拡大して、今日にいたったのである。

現在、本町は急激にその環境がかわりつつある。とくに自然環境や歴史環境の変化は著しい。このような時期に、あらためて町の歴史を考えることは意義深いことである。本町における過去の歴史を明らかにし、人類の叡智を学びとり、その未来を開いていくことは現在に生きる者の使命といえよう。

大地に刻まれた歴史を探る方法として、土器片などの表面採集がある。表採した土器から時代を推定したり、集落址の存在などを知ることができる。

2. 分布調査の経過

昭和町全城の埋蔵文化財分布調査は、昭和町教育委員会の委託を受けて、山梨県考古学協会が実施した。昭和61年3月15日・16日にわたって調査を行った。

調査参加者

田代 孝	萩原 三雄	保坂 康夫	畠 大介	高野 俊彦
内田 翔一	原 節郎	功刀 真司	岸崎 浩次	福沢 準子

ほか

山中 邦彦(町教育委員会)

調査は各地ごとに畠などの表面採集に条件のよい場所を中心に行った。結果として37ヶ所の遺跡を確認することができた。

3. 昭和町の遺跡

(河西地区)

(1) 大林遺跡

県道布施竜王線と主要地方道甲府市川大門線との交点より北方へ 300m付近で、本町域の造路のうち最も南に位置する。標高約 260mである。内耳上器。

(2) 村前遺跡

県道布施竜王線沿いにあり、河西地区の最北端に位置し北側には飯喰地区が接する。皿形土器。

〔上河東地区〕

(3) 宝田遺跡

国鉄身延線の常永駅西側で、自動車教習所南側に接する地域である。標高約 257.5mである。皿形、擂鉢形土器。

(4) 田之神田遺跡

妙福寺北側の主要地方道甲府市川大門線の北方 100mほどに位置する。標高約 258mである。皿形、羽茎形土器。

(5) 熊野神社前遺跡

田之神山遺跡の北方約 200mにある熊野神社西側付近である。標高約 259mである。皿形土器。

〔飯喰地区〕

(6) 屋敷添遺跡

飯喰地区の中央部に位置し、県道布施竜王線の東側にあたる。標高約 261mである。皿形、鍋形土器、陶磁器。

〔河東中島〕

(7) 川代遺跡

主要地方道甲府市川大門線と国鉄身延線に挟まれた場所であり、常永駅より 500mほど国母駅寄りに位置する。標高約 258mである。皿形、鉢形土器。

(8) 熊之宮遺跡

主要地方道甲府市川大門線沿いにある昭和農協の西方約 100mに位置する。標高約 258.5mである。皿形、鉢形土器。

(9) 道田遺跡

押原中学校体育館西側に位置する。標高約 262.5mである。内耳土器。

〔築地新居〕

(10) 村内遺跡

蓮華寺南側に位置する。標高約 264mである。皿形土器。

〔紙漉阿原地区〕

(11) 西村前遺跡

紙漉阿原地区の公会堂から南西約 100mに位置し、山伏川の右岸にあたる。標高約 256mである。皿形土器、内耳土器。

(12) 前田遺跡

西村前遺跡より山伏川を挟んで東へ約100mの位置にある。標高約255.5mである。皿形土器。

(13) 川添遺跡

西村前遺跡の北方300mにあり、山伏川右岸に位置する。標高約258mである。皿形、鉢形土器。

(14) 佐津平遺跡

主要地方道甲府市川大門線と国鉄身延線とに挟まれた地域であり、南方約150mに川添遺跡がある。標高約259mである。皿形、擂鉢形土器。

〔押越地〕

(15) 新田遺跡

佐津平遺跡より主要地方道甲府市川大門線を挟んで約300m北に位置する。標高約260mである。皿形土器、内耳土器。

(16) 村前遺跡

佐津平遺跡から北西へ主要地方道甲府市川大門線を挟んで約150mに位置する。標高約259mである。皿形土器。

(17) 越乃遺跡

正法寺の南方約100mの位置にある。標高約261mである。皿形土器。

(18) 殿屋敷北遺跡

押原中学校から東南へ約200mの位置にある。標高約260mである。皿形、鉢形土器。

(19) 殿屋敷遺跡

主要地方道甲府市川大門線沿いで、昭和農協より北東へ約150mに位置する。標高約258mである。環形土器。

(20) 曲渕西遺跡

本妙寺西側に位置する。標高約262.5mである。皿形、擂鉢形土器。

〔西条新田地〕

(21) 村北遺跡

西覚寺北側に位置する。標高約267.5mである。皿形土器。

〔西条一区地区〕

(22) 岡畠遺跡

中央道甲府昭和インターの南側に位置する。標高約266.5mである。皿形土器。

(23) 上切遺跡

若宮八幡神社西側に位置する。標高約265mである。皿形、鉢形土器。

(24) 中切遺跡

上切遺跡の南方約200mに位置する。標高約264mである。皿形土器。

(25) 道川遺跡

中切遺跡の東側約100mに位置する。皿形土器。

(26) 松之木遺跡

若宮八幡神社東側に位置し、上切遺跡からは約200mの距離である。標高約265mである。皿形土器。

25 松之木北遺跡

松之木道路の北方約300mに位置する。標高約266.5mである。皿形土器。

〔西条町X地X〕

26 穴田遺跡

中央道と昭和バイパスとの交点から西へ約150mの位置にある。標高約263mである。皿形土器。

27 増泉寺前遺跡

増泉寺の南側に位置する。標高約263mである。皿形、鉢形土器。

28 義清神社内遺跡

義清神社内にあり、発掘調査が昭和60年に実施された。皿形、鉢形土器、古銭。

29 おこんこん山遺跡（義清神社内遺跡・義清塚）

義清神社より北西へ約70mに位置する。形状は円墳状を呈している。高さ約3m、直径約15~18mである。発掘調査によって、いわゆる石室などではなく、わずかに皿形土器や古銭が出土した。標高約263mである。

〔清水新店地区〕

30 南河原遺跡

国道20号（甲府バイパス）の中央道乗り入れ口から東方へ約300mに位置する。標高約264.5mである。皿形土器、陶磁器。

31 南河原東遺跡

精心寺南側に位置する。東側道路を隔てて甲府市国母二丁目と接する。標高約264mである。描鉢形土器。

32 小松田遺跡

南河原東遺跡の北方約200mに位置する。標高約265mである。皿形土器、陶磁器。

33 南河原西遺跡

南河原東遺跡の西方約200mに位置する。標高約267mである。皿形土器。

34 沖田南遺跡

南河原西遺跡の北西へ約200mに位置する。標高約267.5mである。皿形土器。

35 沖田遺跡

本町域の最も北に位置する。南方へ約200mに沖田南遺跡がある。西側は甲府市徳行地区と接する。皿形土器。

4.まとめ

分布調査は畑を主体としたものである。遺物の表面採集が不可能な水田などについては、今後も検討する必要があるが、今回の町内全域の調査によっておおよその遺跡分布を知ることが

できた。以下、遺跡の分布状況や遺物から本町における調査の成果を述べてみたい。

本町は印府盆地の中央部に位置し、きわめて低平な地形である。町域は南北に長く、多数の河川が北西から南東に向って流れしており、現在の集落はこれらの河川沿いに成立している。今回の分布調査によって37ヶ所の遺跡が確認されたが、その多くが現在の集落および周辺にあることから、本町のように低平な地形の地域では、古くから微高地が居住地として選ばれたことがうかがわれる。

表面採集された遺物は、土師質土器が主体であり、一部に瓦質土器や陶磁器が含まれている。土師質土器は、古墳時代から平安時代の素焼の土器である「土師器」に統くものであり、いわゆる古代末に始まる土器である。なお土師質土器は、地域性が顕著であり、しかも研究歴も浅く現状では十分な幅年が確立していない。このことから、表面採集された土器もその時期を決めきれないことを指摘しておきたい。

土師質土器は、皿形土器や甕形土器が多く、町内全域に分布する37遺跡のはとんどから確認されている。皿形土器には、口径が5.5cm~8.0cmと14cm~16cmの2種類に大別することができる。胎土については、石英や黒雲母の小粒子が含まれるものがあるが、多くは精製された粘土が用いられている。これらの土器は焼成も良好で堅く緻密である。

甕形土器と思われる破片も多いが、器形は不明である。胎土は石英の小粒子が多く含まれているのが目立つ。

瓦質土器としては、内耳鉢や釜と思われるものがある。胎土は緻密であり、焼成は良好である。

陶磁器は、6遺跡ほどから表面採集されている。飯喰地区的扇敷添遺跡からは美濃系の黄瀬戸皿(17~18世紀)、押越地区の村前遺跡からは中国南方系窯の青磁片(15~16世紀)、同地区の山瀬西遺跡からは美濃系の鉄釉擂鉢、西条一区地区の上切遺跡からは染付鉢(18~19世紀)、清水新居地区の南河原遺跡からは中国南方系窯の青磁碗(15~16世紀)、美濃系の黄瀬戸片(17世紀)、瀬戸系の鉄釉擂鉢(17世紀)、同地区の小松田遺跡からは瀬戸系の鉄釉擂鉢(17世紀)などが認められる。

陶磁器の時期は15~19世紀におよんでいるが、その主体は近世初頭におくことができそうである。中世にあっては高級品として位置づけられていた陶磁器類も、近世になると庶民生活の中にも一般的な日常生活用品として入ってきたことが、これらの資料からうかがうことができる。

陶磁器については、その生産地や時期を推定することは、今日の陶磁器研究の進展からみると、ある程度可能であるが、土師質土器については、時期をしづらり込むことは難かしい状況である。ただし現段階では、土師質土器が出現する平安末期頃の土器の様相(一宮町の東新居遺跡、笠本地藏遺跡、北堀遺跡)とは異なるようである。

さらに陶磁器のあり方が近世初頭に集中している傾向から、土師質土器の庶民生活の中における日常用品としての位置が後退していくことが考えられる。

以上のことから表面採集された土師質土器については、およそ13~17世紀の間として、鎌倉

時代から江戸時代初頭としておきたい。また表面採集という条件から、中世末期から近世にかけてが主体であったと推定しておきたい。

今後の課題としては、本格的な発掘調査などによる層位的な遺構や遺物の検討が必要であろう。なお本町の紙漉阿原と押越の地名は、平安時代から鎌倉時代に存在していた鎌田荘との関連が指摘されている。「中右記」の保延3年（1137）に甲斐国鎌田荘とあり、頃間家領となっていたことが知られる。さらに安元2年（1176）、嘉元4年（1306）には八条院領の1荘となっている。この鎌田荘の荘域については、現在の甲府市宮原町の宇波刀神社（鎌田八幡宮）が鎌田荘の總社であったとされるが、同社の享徳4年（1455）の棟札に鎌田八郷とあり、宮原・高室・上中島（深中島）、阿荒（紙漉阿原）、ヲシコシ（押越）、中立（中橋）、西荒（西新屋）、古市場の名が見える。

平安時代の文献に記されている鎌田荘の荘域の一画に、木町の紙漉阿原と押越の2地区が含まれていたことが知られるのである。このことからも、2地区において平安時代の集落の存在などを考古学的に追究する興味ある課題が残されているといえよう。

また木町の西条新田地区は、江戸時代初期に西条村の「河荒ノ庭田を開」いて成立し、貞享2年（1685）に検地が行われたが、「天保郷帳」、「旧高旧領」では村名が見えず、村高は西条村のうちに含まれている。文化初年（19世紀初め）に戸数30・人口129となっている。

このように近世集落の成立および変遷が理解できる地図は、課題の土師質土器のあり方を探ることができる好条件を有する地域であろう。これらの地域での考古学的取り組みも期待されるところである。

以上、木町における遺跡の分布調査を通して、その成果と若干の課題にふれてきた。引きつづき木町における集落の形成が平安時代にさかのばることの確認を得る努力や、それ以前の人びとの営みを確認することが必要であろう。それにも増して、木町の土師質土器が中世考古学上、重要な問題提起をしていることを確認しておきたい。

終わりに、埋蔵文化財の分布調査にあたり地元の皆様には協力を賜わり心より御礼を申し上げたい。

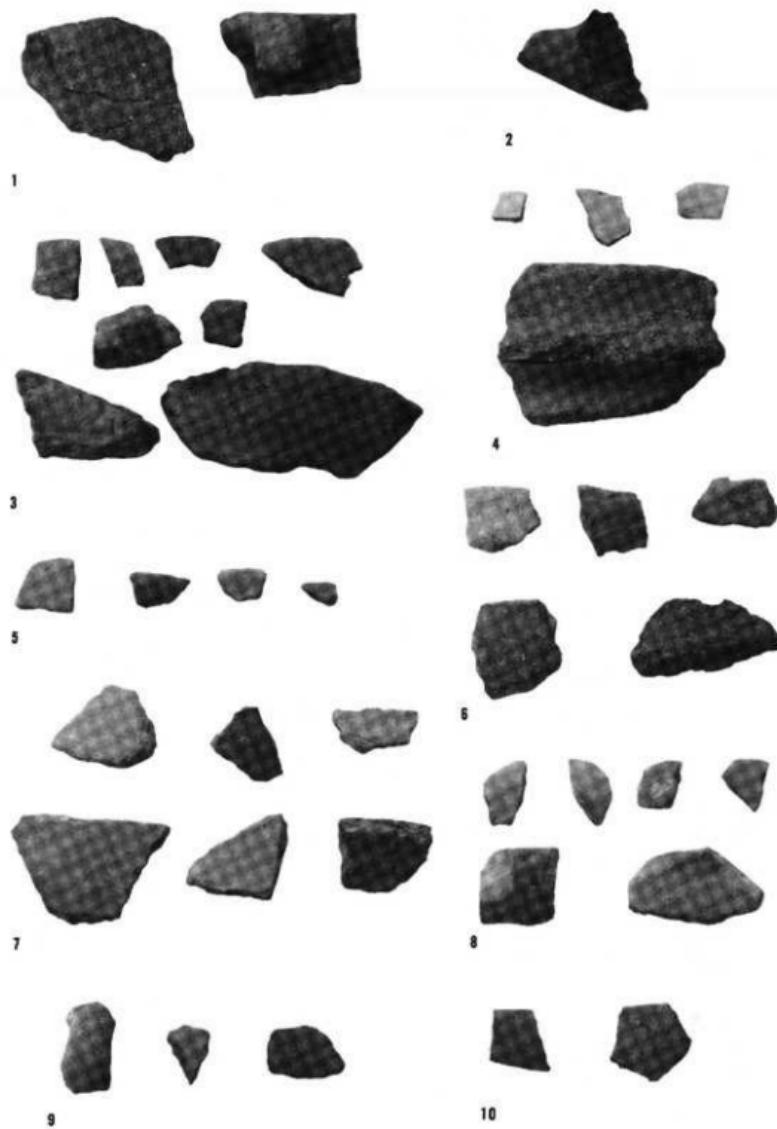
（田代 孝）

昭和町の遺跡一覧表

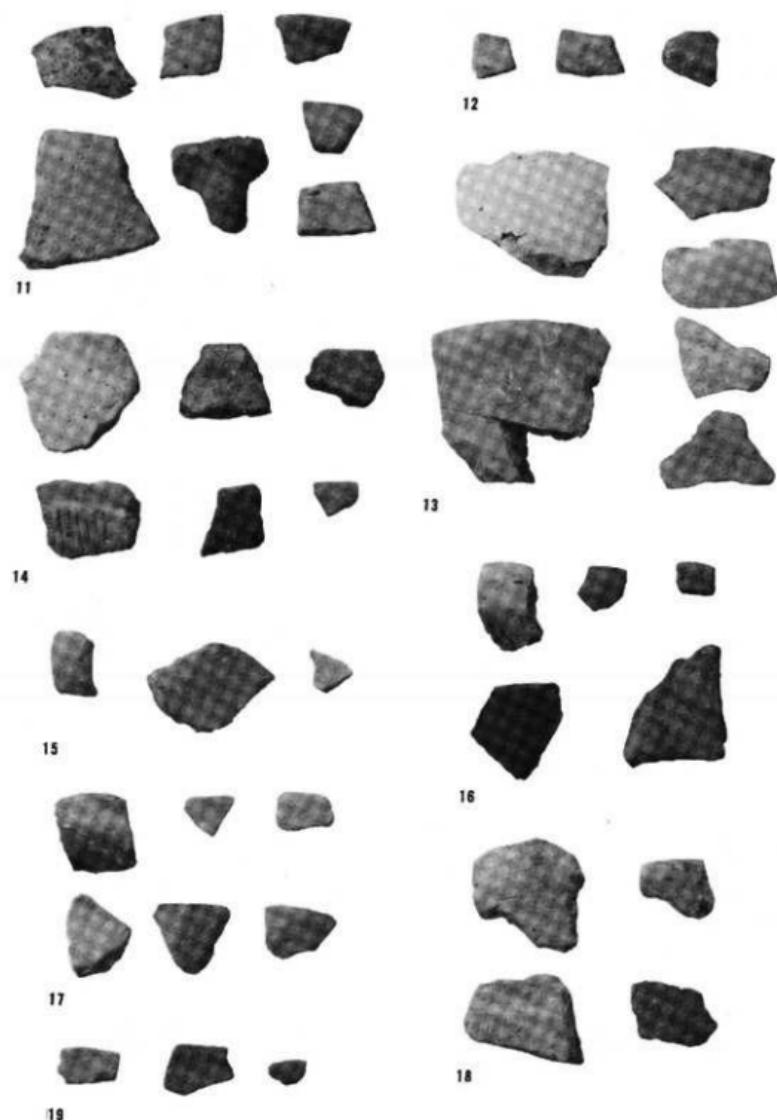
No.	地区名	遺跡名
(1)	河西	路路路
(2)	"	造造造
(3)	上河東	路路路
(4)	"	造路路
(5)	"	造路路
(6)	飯塙	熊野神社前遺跡
(7)	河東中島	屋敷添
(8)	"	川代遺跡
(9)	"	熊田宮遺跡
(10)	柴地新居	道田遺跡
(11)	紙漉阿原	田内遺跡
(12)	"	前田遺跡
(13)	"	川添遺跡
(14)	"	佐津遺跡
(15)	押越	平田遺跡
(16)	"	新村遺跡
(17)	"	前乃遺跡
(18)	"	越殿遺跡
(19)	"	敷屋遺跡
(20)	"	酒酒遺跡
(21)	西条新田	曲田遺跡
(22)	西条一区	北西遺跡
(23)	"	烟切遺跡
(24)	"	切川遺跡
(25)	"	中道遺跡
(26)	"	川松遺跡
(27)	"	木北遺跡
(28)	西条二区	穴田遺跡
(29)	"	增泉寺前遺跡
(30)	"	義清神社前遺跡
(31)	"	おこんさん山遺跡
(32)	清水新居	南河原遺跡
(33)	"	東河原遺跡
(34)	"	小田遺跡
(35)	"	西河原遺跡
(36)	"	沖田遺跡
(37)	"	沖田遺跡



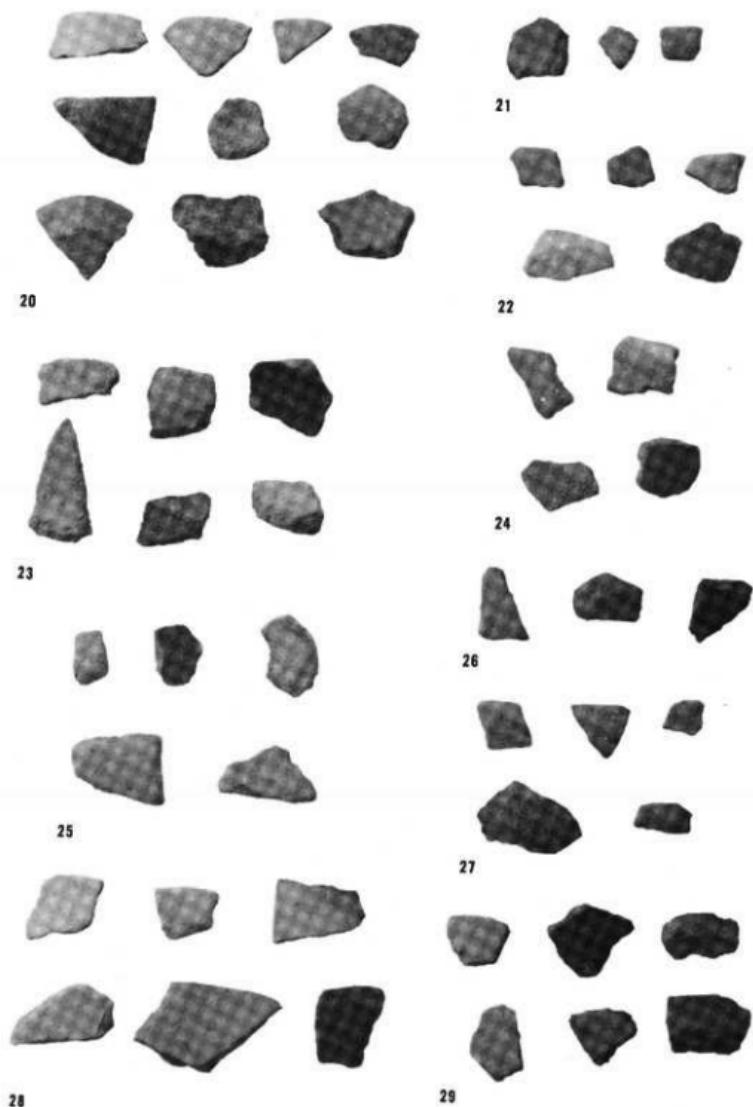
第12図 昭和町の遺跡分布図



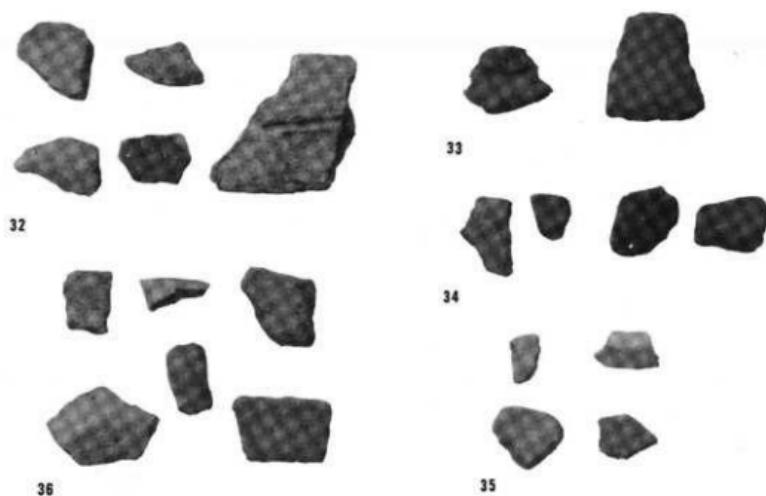
昭和町内表採 土師質土器



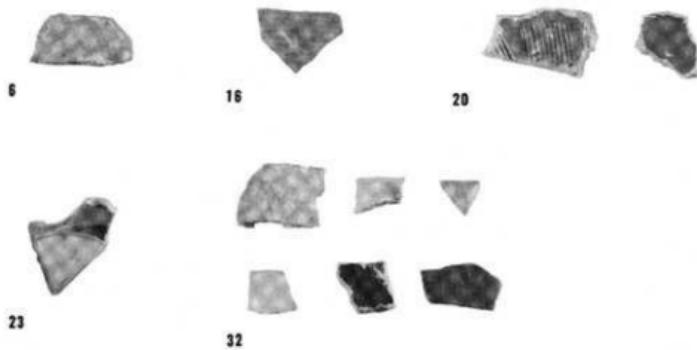
昭和町内表探 土師質土器



昭和町内表探 土師質土器



昭和町内表採 土師質土器



昭和町内表採 陶磁器

昭和61年3月25日 印刷

昭和61年3月31日 発行

義清神社内遺跡

付・昭和町の埋蔵文化財分布調査報告

編集 義清神社内遺跡発掘調査会
昭和町教育委員会
山梨県中巨摩郡昭和町押越532
印刷所 佛まいづる印刷
山梨県甲府市上石田2-26-7

